有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書)

事業年度　　自　平成19年４月１日
(第９期)　　至　平成20年３月31日

アイティメディア株式会社

(E05686)

第９期（自平成19年４月１日　至平成20年３月31日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

アイティメディア株式会社

目　　次

頁

第９期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】…… 2
第１ 【企業の概況】…… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】…… 2
２ 【沿革】…… 5
３ 【事業の内容】…… 7
４ 【関係会社の状況】……12
５ 【従業員の状況】……13
第２ 【事業の状況】……14
１ 【業績等の概要】……14
２ 【生産、受注及び販売の状況】……16
３ 【対処すべき課題】……17
４ 【事業等のリスク】……19
５ 【経営上の重要な契約等】……25
６ 【研究開発活動】……26
７ 【財政状態及び経営成績の分析】……27
第３ 【設備の状況】……29
１ 【設備投資等の概要】……29
２ 【主要な設備の状況】……30
３ 【設備の新設、除却等の計画】……31
第４ 【提出会社の状況】……32
１ 【株式等の状況】……32
２ 【自己株式の取得等の状況】……63
３ 【配当政策】……64
４ 【株価の推移】……65
５ 【役員の状況】……66
６ 【コーポレート・ガバナンスの状況】……69
第５ 【経理の状況】……74
１ 【連結財務諸表等】……75
２ 【財務諸表等】…… 120
第６ 【提出会社の株式事務の概要】…… 142
第７ 【提出会社の参考情報】…… 143
１ 【提出会社の親会社等の情報】…… 143
２ 【その他の参考情報】…… 144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】…… 145

監査報告書 ……巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年６月13日
【事業年度】	第９期（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）
【会社名】	アイティメディア株式会社
【英訳名】	ITmedia Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　大　槻　利　樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
【電話番号】	03－6822－9200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　工　藤　　靖
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
【電話番号】	03－5293－2612
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　工　藤　　靖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月		平成16年３月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月
売上高	(千円)	－	－	2,151,637	2,923,269	3,430,212
経常利益	(千円)	－	－	355,730	462,173	602,091
当期純利益	(千円)	－	－	344,068	268,112	328,445
純資産額	(千円)	－	－	1,215,387	1,483,980	3,937,268
総資産額	(千円)	－	－	1,633,581	1,945,914	4,409,365
１株当たり純資産額	(円)	－	－	46,625.41	56,910.91	62,413.73
１株当たり当期純利益	(円)	－	－	13,385.03	10,285.50	5,296.89
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	5,104.61
自己資本比率	(%)	－	－	74.4	76.2	89.2
自己資本利益率	(%)	－	－	39.8	19.9	12.1
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	17.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	－	－	342,725	436,304	360,868
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	－	－	△307,098	△149,571	△1,778,253
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	－	－	358,184	△100,000	2,108,107
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	－	－	734,281	921,014	1,611,736
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	－ 〔 －〕	－ 〔 －〕	120 〔 6〕	147 〔 17〕	174 〔 19〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 当社は、第７期より連結財務諸表を作成しております。
3 第７期及び第８期の連結財務諸表については、証券取引法第193条の２の規定に基づき、みすず監査法人の監査を、第９期の連結財務諸表については、金融取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
4 当社は、平成19年10月１日付で普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割を行なっております。
5 第７期及び第８期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6 第７期の自己資本利益率については、第７期が連結財務諸表作成初年度であるため第６期事業年度及び第７期連結会計年度の自己資本の金額にて計算しております。
7 第７期及び第８期の株価収益率については当社株式が非上場でありましたので、記載しておりません。
8 純資産額の算定にあたり、第８期の連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月		平成16年３月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月
売上高	(千円)	674,879	922,661	2,055,267	2,923,269	3,430,212
経常利益	(千円)	2,578	100,002	357,367	462,171	602,087
当期純利益	(千円)	2,288	182,931	344,546	268,181	328,506
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	360,000	360,225	539,714	539,714	1,600,719
発行済株式総数	(株)	14,400	23,688	26,067.16	26,067.16	63,021
純資産額	(千円)	△14,681	512,288	1,215,865	1,484,525	3,937,875
総資産額	(千円)	212,965	832,804	1,633,989	1,946,390	4,409,902
１株当たり純資産額	(円)	△1,019.51	21,626.49	46,643.73	56,931.85	62,423.36
１株当たり配当額 (内、１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益	(円)	158.92	12,044.99	13,403.61	10,288.12	5,297.88
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	5,105.57
自己資本比率	(%)	△6.9	61.5	74.4	76.2	89.2
自己資本利益率	(%)	―	―	39.9	19.9	12.1
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	17.6
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャシュ・フロー	(千円)	―	117,262	―	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△12,822	―	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△54,550	―	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	340,469	―	―	―
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	46 〔 2〕	83 〔 2〕	120 〔 6〕	147 〔 17〕	174 〔 19〕

(注) 1　売上高には、消費税等は含まれておりません。
2　第６期、第７期及び第８期の財務諸表については、証券取引法第193条の２の規定に基づき、みすず監査法人の監査を受けておりますが、第５期については、当該監査は受けておりません。
また、第９期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
3　当社は、第６期までは関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4　当社は、平成19年10月１日付で普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割を行なっております。
5　第８期までの潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6　第５期及び第６期に関わる自己資本利益率については、債務超過の影響に伴い記載しておりません。
7　第８期までの株価収益率は当社株式が非上場でありましたので、記載しておりません。

8　当社は、第７期より連結財務諸表を作成しているため、当該期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。

9　純資産額の算定にあたり、第８期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

２ 【沿革】

年月	概要
平成11年12月	ソフトバンク パブリッシング株式会社(*)（現ソフトバンク クリエイティブ株式会社）の100％子会社として、ソフトバンクグループ初のオンライン・メディア企業ソフトバンク・ジーディーネット株式会社（東京都中央区日本橋箱崎町）設立 (*) 平成11年３月 ソフトバンク株式会社から分社する形で設立 平成12年３月 ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング株式会社へ商号変更
平成12年５月	本店を東京都港区赤坂四丁目13番13号に移転
平成12年８月	ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング株式会社、米国ZDNet Inc.(ジーディーネット)及びヤフー株式会社の３社の合弁契約に基づき、ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング株式会社保有の当社株式のうち一部を、米国ZDNet Inc. 及びヤフー株式会社へ譲渡
平成16年１月	米国ZDNet Inc.との合弁契約を解消し「ソフトバンク・アイティメディア株式会社」に商号変更 サービス名称も「ZDNet JAPAN」から「ITmedia」へ変更
平成17年３月	技術者のためのオンライン・メディア（ウェブサイト）「@IT（アットマーク・アイティ）」を提供する株式会社アットマーク・アイティを合併し、「アイティメディア株式会社」に商号変更 本店を東京都千代田区丸の内三丁目１番１号に移転
平成17年７月	米国TechTarget Inc.と業務提携契約を締結
平成17年10月	次世代ITリーダーに焦点を当てたオンライン・メディア「ITmedia エンタープライズ」を開設 ITならびに経営のための雑誌・書籍などを発行する株式会社メディアセレクトの全株式を取得、子会社化
平成17年11月	米国TechTarget Inc.（テックターゲット）との業務提携に基づき、「TechTarget ジャパン」を開設
平成18年１月	有限会社ネットビジョンを子会社化（現連結子会社）
平成18年２月	株式会社メディアセレクトを合併
平成19年４月	東京証券取引所マザーズに上場

（注）平成20年４月に、ソフトバンク クリエイティブ株式会社より、音楽情報専門サイト「BARKS（バークス）」のウェブ事業を譲受

参考までに、当社の変遷を図示すると、次のとおりであります。

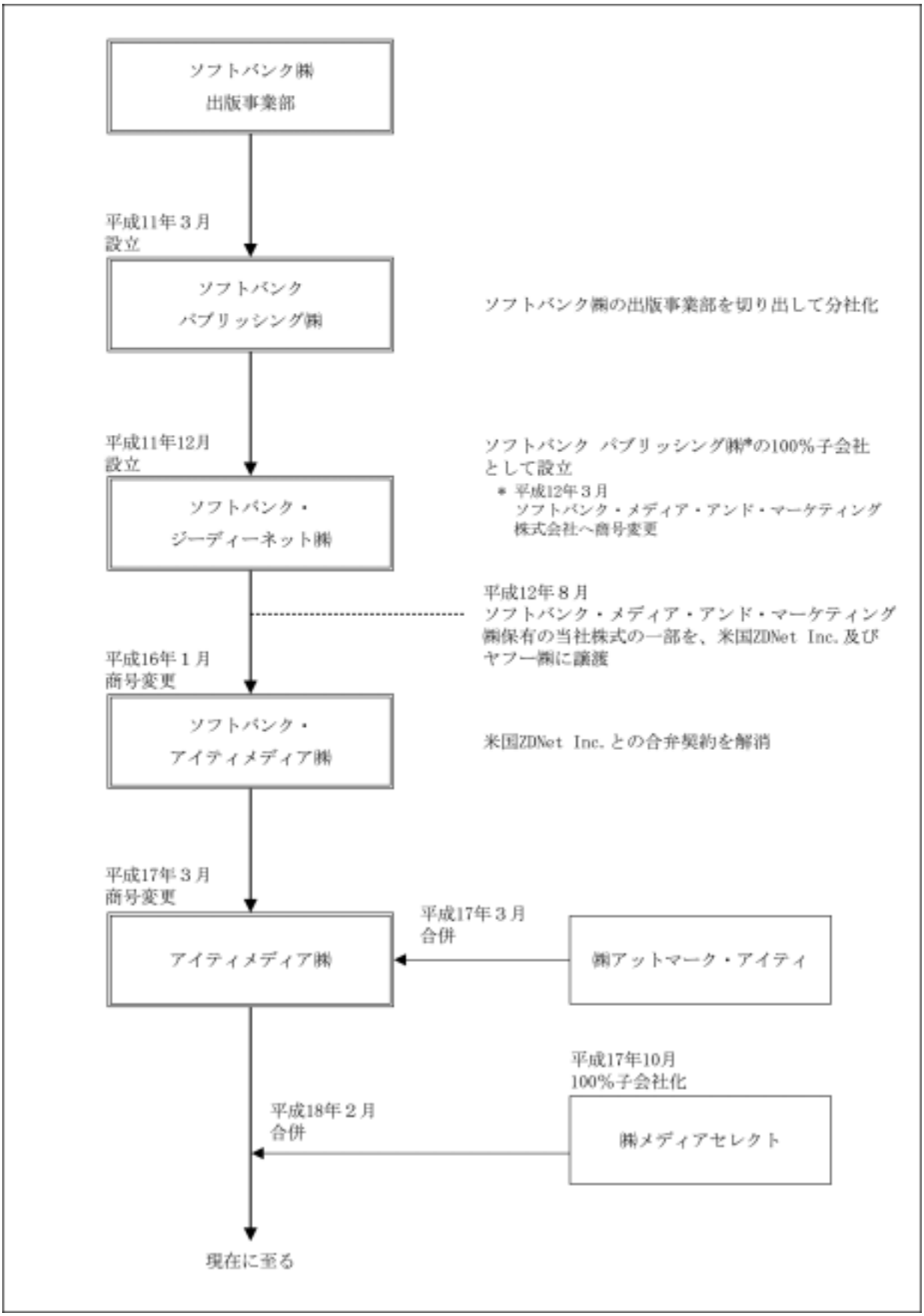

３ 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業について

当社グループは、当社及びドメイン[1]保有のための連結子会社である有限会社ネットビジョンから構成されており、インターネット時代の新しい出版・メディア企業として、IT（情報技術）をテーマとした専門性の高い情報（ニュースや技術解説記事など）を、インターネットを通してユーザーに提供するメディア事業を中心に展開しております。

当社グループはウェブサイトやメールマガジン等を通じて、IT関連分野の専門編集記者によって制作・編集された専門性の高い記事を、月間数千本の規模で提供しております。その結果、当社が運営するウェブサイトを訪れるユニークユーザー[2]数は約1,000万人／月となり、閲覧されるページビュー[3]数は１億／月（いずれも平成20年３月末現在）となっております。

当社グループが提供するメディア事業の特長は、他社が制作した記事を幅広く集めて掲載するポータルサイトや、ユーザー自身が記事を発信してコミュニティを形成していくサイトとは異なり、IT関連分野に精通した専門編集記者集団によって提供される情報の質の高さと量の豊富さ、発信の即時性にあります。その結果、メディアとしての信頼感とブランドが、当社の大きな強みとなっております。

当社グループの収益は、その84％（平成20年３月期実績）をウェブサイトやメールマガジン等に掲載する企業の広告から得ております。IT関連分野の情報を、種類や利用目的によって分類して提供することにより、各分野に関心のあるユーザーを集めることが可能となり、広告主にとって宣伝効果の高い広告媒体となっております。

当社グループのインターネット広告の特徴は、的を絞ったユーザーに到達できるため、他ポータルサイト等に掲載される広告に比べて、掲載単価（１表示あたりの価格）を維持しやすく、価格競争にさらされにくいことがあげられます。さらに、IT関連分野に詳しい編集記者が、広告主に代わって広告メッセージを制作する「タイアップ型広告」が、広告主からの評価と支持を得ており、当社収益の重要な柱となっております。

また、当社グループは広告収益のほか、人材紹介企業等から転職希望技術者のデータベースを利用することによる手数料、ポータルサイト等への記事の提供、価格比較サイトとの提携によるデジタル関連製品の電子商取引等によって収益を得ております。

---

[1] ドメイン：インターネットに接続するネットワークの組織名を示す言葉で、インターネット上の住所にあたります。組織の固有名と組織の種類、国名で構成されています（例 itmedia.co.jp）。日本では日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が管理しています。
一般に企業名を表すco.jpドメインは、１組織１ドメインのみ登録・取得が可能です。
当社グループでは、「itmedia.co.jp」と「atmarkit.co.jp」という二つのドメインを保有しております。

[2] ユニークユーザー：あるウェブサイトがどの程度アクセスされているかを示す単位のひとつ。１ユニークユーザーとは、ある一定期間内にウェブサイトに訪れた、重複のないユーザーをさします。延べ訪問数ではなく、ある一定期間内に同じサイトに複数回訪問した人も一人と数えるため、そのサイトに興味を示している人がどれくらいいるのかを正確に測定することが可能です。

[3] ページビュー：あるウェブサイトがどの程度アクセスされているかを示す単位のひとつ。１ページビューとは、あるウェブサイトを閲覧しているユーザーのブラウザに、そのウェブページが１ページ分表示されることをさします。通常、ウェブサイトを見ているユーザーは、サイト内の複数のページを閲覧するため、そのサイトを訪問した実質のユーザー数（ユニークユーザー数）よりもページビュー数のほうが数倍多くなります。

(2) 各セグメントの事業内容について

当社グループの事業は、次の６つの事業セグメントから構成されております。

なお、事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

事業セグメント	主要サイト・製品	情報の内容	対象とするユーザー
①テクノロジー・メディア事業	IT技術者向け専門情報提供サイト 「@IT」 「@IT情報マネジメント」 「@IT MONOist」	専門性の高いIT関連情報・技術解説	システム構築や運用等に携わるIT関連技術者
②ライフスタイル・メディア事業	デジタル関連機器等の製品情報及び活用に関する情報提供サイト 「ITmedia ＋D」	携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報	デジタル関連機器等の活用に積極的な消費者
③エンタープライズ・メディア事業	情報システム部門向け情報提供サイト 「ITmedia エンタープライズ」 経営者層向けコミュニティ事業 「ITmedia エグゼクティブ」	企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報	企業の情報システム責任者及び管理者
④ビジネス・メディア事業	ビジネスパーソン向けニュース、情報提供サイト 「ITmedia News」 「ITmedia Biz.ID」 「Business Media 誠」	情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報	IT活用に積極的なビジネスパーソン
⑤人財メディア事業	IT関連技術者向けキャリアアップ及び転職支援情報提供サイト 「@IT自分戦略研究所」 「JOB@IT」	スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報及び会員サービス	転職及びスキルアップを志向するIT関連技術者
⑥ターゲティング・メディア事業	会員向け購買支援情報提供サイト 「TechTargetジャパン」	IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス	企業の情報システムの導入に意思決定権を持つキーパーソン

①テクノロジー・メディア事業

当事業は、情報システムの開発・運用に携わるIT技術者を対象に、最新技術の動向を技術的観点から解説するウェブサイト「@IT」及び「@IT情報マネジメント」を提供しております。IT関連業務に携わる現場のIT技術者向けに、実務に役立つ問題解決メディアとして専門性の高い技術解説記事を主力コンテンツとしております。また、上級のIT技術者に必要な情報システムの管理、システム運用、プロジェクト管理分野等に関するコンテンツを提供しております。

また、当連結会計年度より、製造業に従事する技術者を対象とする新メディア「@IT MONOist（モノイスト）」を立ち上げております。

収益の主なものは、「@IT」、「@IT情報マネジメント」及び「@IT MONOist」を媒体とした広告収益です。当事業が運営するメディアに顧客企業の広告を掲載する「インプレッション型広告」と、当事業が顧客企業に代わって企画・編集を行なう「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

②ライフスタイル・メディア事業

当事業は、パソコンをはじめ携帯電話、次世代AV機器、フラットパネルテレビなどに代表される各種デジタル関連機器等を使用する消費者を対象に、製品の解説や活用方法等を紹介するウェブサイト「ITmedia ＋D」を提供しております。

収益の主なものは、「ITmedia ＋D」を媒体とした広告収益です。他事業と同様に、「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

当事業では広告収益のほか、電子商取引を専業とする事業者との提携による販売手数料、当事業が編集・制作した記事を他社に提供することによる手数料等の収益を得ております。ポータルサイトのほか、携帯端末向けにも情報提供を行なっております。

③エンタープライズ・メディア事業

当事業は、情報システムの導入と運用に携わる経営層や企業ユーザーなどを対象に、情報システムの利用促進について経営的観点から解説するサイト「ITmedia エンタープライズ」を提供しております。

また、当連結会計年度より、企業の情報システム責任者及び経営者層向けのコミュニティ事業「ITmedia エグゼクティブ」を立ち上げております。

収益の主なものは、「ITmedia エンタープライズ」及び「ITmedia エグゼクティブ」を媒体とした広告収益です。他事業と同様「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。

④ビジネス・メディア事業

当事業は、技術と情報を積極的に業務に活用するビジネスパーソンを対象に、業務に活かせる技術や情報の活用法などのコンテンツを提供するサイト「ITmedia News」及び「ITmedia Biz.ID」を提供しております。「ITmedia News」では、国内外の最新情報をスピーディーに提供しております。「ITmedia Biz.ID」では、ビジネスの現場におきまして、情報技術やネットワークを活用されている読者に対して、最先端のIT関連サービス及び商品を紹介し、仕事に活用する方法を提案しております。

また、当連結会計年度よりインターネットでの情報収集に積極的なビジネスパーソンを対象に、「ニュースを考える、ビジネスモデルを知る」をコンセプトとしたサイト「Business Media 誠（ビジネスメディア まこと）」を立ち上げました。

収益の主なものは、「ITmedia トップページ」、「ITmedia News」、「ITmedia Biz.ID」及び「Business Media 誠」を媒体とした広告収益です。他事業と同様に、「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」という広告商品を提供しております。また、当事業が編集・制作した記事を他社に提供することによる手数料を得ております。

⑤人財メディア事業

当事業は、IT関連技術者のためのスキルアップ及び転職支援情報サイト「@IT自分戦略研究所」の提供、ならびにIT技術者の求人情報サービス「JOB@IT」の提供を行なっております。

収益の主なものは、広告収益とサービス収益です。広告収益は「@IT自分戦略研究所」「JOB@IT」に掲載する「インプレッション型広告」と「タイアップ型広告」で、人材紹介企業や求人企業が主要顧客です。サービス収益には、IT技術者の求人・派遣情報を掲載する掲載料や、会員登録しているIT関連技術者の属性の情報提供料等があり、人材紹介企業が主要顧客です。いずれも、@ITなどをはじめとして、当社のコンテンツを閲覧するために訪れるIT関連技術者の転職希望者のニーズと求人企業・人材紹介企業のニーズを引き合わせる機会を提供することにより収益を生み出すビジネスモデルです。

⑥ターゲティング・メディア事業

当事業は、企業においてIT製品／サービスの導入・購買を支援する会員制ウェブサイト「TechTarget（テックターゲット）ジャパン」を提供しております。

当事業の特徴は、登録会員に対しては登録会員のみ閲覧できる限定情報を提供し、顧客企業には顧客企業の製品・サービス等に関する情報を閲覧した会員情報を提供する点にあります。特に顧客企業にとっては、当サービスを利用することによって、購入意識の高い見込み客の情報を得られるというメリットがあります。このビジネスモデルを米国で成功させているTechTarget Inc.と業務提携することにより、同社のノウハウを取り入れ、魅力的な広告商品を提供できるよう努力してまいります。

当事業の中核サービスは、顧客企業の製品情報や技術解説書、カタログなどを当社サイトに掲載し、登録会員に閲覧を促すホワイトペーパー[4]ダウンロードですが、そのほかにも当社の編集記者が制作したタイアップ記事やウェブキャストという動画による情報など、多様な商品を用意しております。

収益の主なものは、顧客企業の製品やサービス等の情報掲載料です。現在、当社ではこれらの収益を広い意味での広告収益と位置づけております。

[4] ホワイトペーパー：企業が作成する技術関連の報告書や調査レポートのこと。製品やサービスについて、技術解説や搭載機能の利用法、過去の機能との性能比較、事例などを掲載しています。

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。

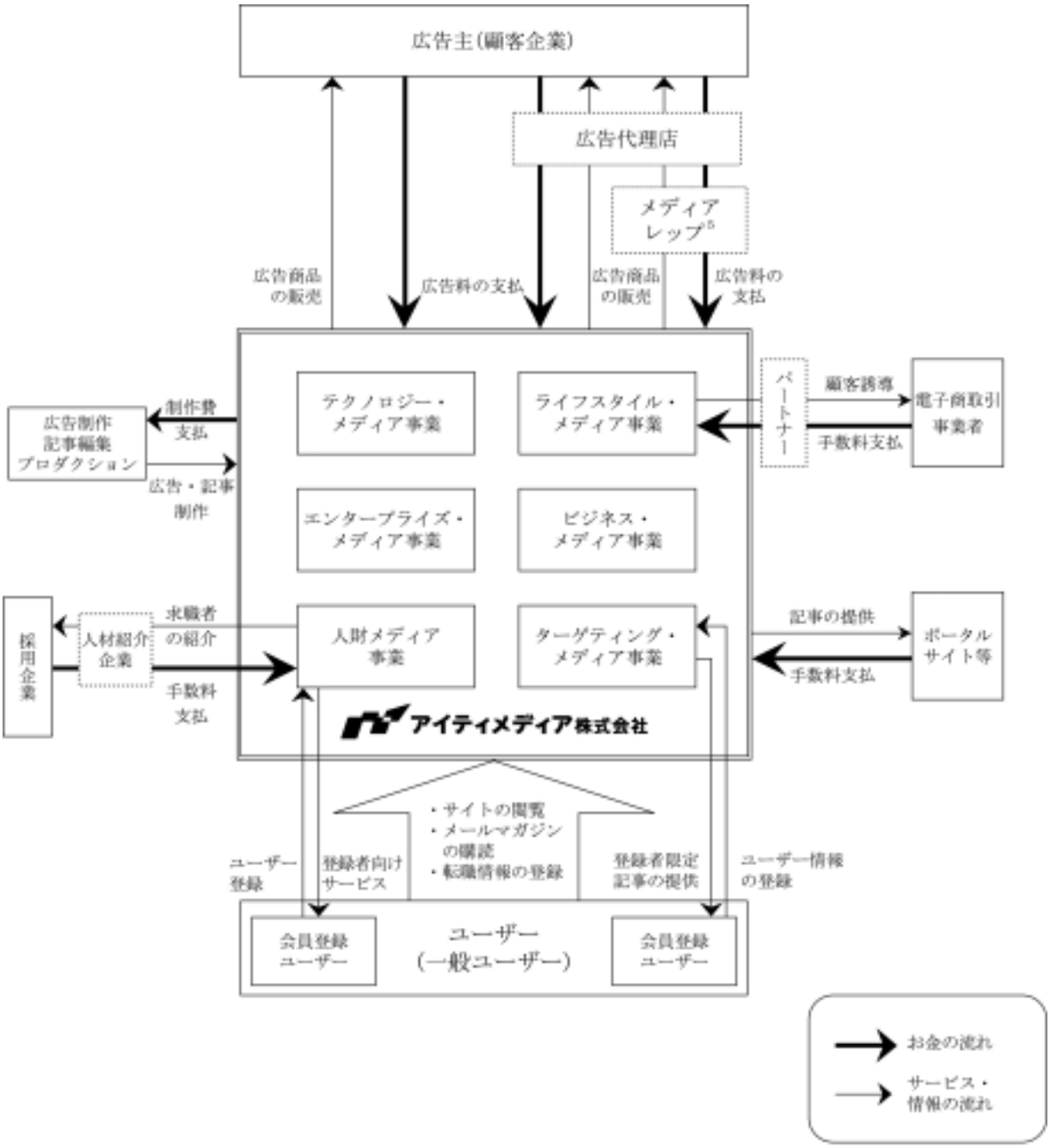

(連結子会社有限会社ネットビジョンは、当社ウェブサイトのドメイン保有会社であります。)

[5] メディアレップ：インターネット広告を専門に扱う一次代理店のこと。人気の高いウェブサイトやメールマガジンを広告媒体として発掘し、広告掲載希望者と広告媒体のマッチングを行ないます。広告主や、広告代理店から見るとインターネット広告を買い付ける先となり広告媒体の運営者から見ると自社広告枠の販売窓口となります。

4 【関係会社の状況】

（１）親会社

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	議決権の被所有割合（%）	関係内容
ソフトバンク株式会社（注）１、３	東京都港区	184,422	持株会社	－	59.5 (59.5)	－
ソフトバンク　メディアマーケティング　ホールディングス株式会社	東京都港区	100	中間持株会社	－	55.3 (　－)	役員の兼任（１名）

（注）１　ソフトバンク株式会社は有価証券報告書提出会社であります。

２　議決権の被所有割合の（　）内は、間接被所有割合の内数であります。

３　ソフトバンク株式会社の被所有割合（間接所有）の59.5%は、ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社保有分55.3%及び、ヤフー株式会社保有分4.2%の合計であります。

（２）連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	議決権の被所有割合（%）	関係内容
有限会社ネットビジョン	東京都大田区	3	ドメイン保有	100.0	－	役員の兼任（１名）

（注）　有限会社ネットビジョンは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第３条による特例有限会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年３月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
テクノロジー・メディア事業	18 〔 －〕
ライフスタイル・メディア事業	17 〔 1〕
エンタープライズ・メディア事業	15 〔 1〕
ビジネス・メディア事業	9 〔 －〕
人財メディア事業	8 〔 1〕
ターゲティング・メディア事業	7 〔 3〕
全社（共通）	100 〔 13〕
合計	174 〔 19〕

（注）１　従業員数は就業人員であります。
２　従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
３　全社（共通）については、メディア統括部門、営業部門、情報システム部門及び、管理部門の人員であります。
４　前連結会計年度末に比べ従業員数が27名増加しておりますが、この増加は事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年３月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
174 〔 19〕	34.1	3.4	7,091

（注）１　従業員数は就業人員であります。
２　平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３　従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
４　前事業年度末に比べ従業員数が27名増加しておりますが、この増加は事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、堅調な企業業績による設備投資の増加や雇用環境の改善などがあったものの、米国のサブプライムローン問題の深刻化による外需牽引力の低下や株価低迷による消費マインド低迷などにより先行き不透明感が増大しました。

しかし、こうした景況感にもかかわらず、日本におけるインターネット広告は順調な成長、拡大を続けております。株式会社電通の発表した「2007年（平成19年）日本の広告費」によれば、2007年のインターネット広告費は6,003億円（前年比124.4%）であり、雑誌を抜き、テレビ、新聞に次ぐ第３のメディアとなりました。

このようにインターネット広告の順調な拡大が見込まれる現況において、オンライン・メディア企業である当社グループは、収益の柱である広告収入を一層拡大するために、読者の拡大、新たなコンテンツ領域の開拓に積極的に取り組んでおります。具体的には、マーケティング支援用広告を展開するターゲティング・メディア事業、IT分野の人材関連サービス事業に加え、当連結会計年度には企業の情報システム責任者及び経営者層向けのコミュニティ事業を立ち上げました。また、前連結会計年度よりスタートしたターゲティング・メディア事業においては、前年比で売上高2.3倍を達成、また、人材関連サービスを含む人財メディア事業においても、前年比で売上高27.3%増を達成するなど、新規事業において大幅な伸長を果たしました。また、メディア広告ビジネスにおいては、IT隣接領域への事業拡大のために、情報技術に関連の深い金融・投資・経営等ビジネス分野をテーマとするサイトや、製造業技術者を対象とする技術情報サイトの立ち上げにより、新規顧客獲得にも成功しております。

このような新規事業の大幅な進展と主力であるメディア広告売上の堅調な推移及び費用対効果の高いプロファイル型ビジネスの成長により、当連結会計年度におきましては、売上高は34億30百万円（前年比17.3%増）、営業利益は５億75百万円（同24.4%増）、経常利益は６億２百万円（同30.3%増）及び当期純利益は３億28百万円（同22.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①テクノロジー・メディア事業

テクノロジー・メディア事業におきましては、既存顧客からの好調な広告出稿、内部統制など関心の高いテーマでの広告主獲得により、当連結会計年度の売上高は８億81百万円（前年比10.7%増）、営業利益は２億82百万円（同9.2%増）となりました。同事業におきましては、新メディア「@IT MONOist（モノイスト）」の立ち上げによりIT隣接分野（組み込み開発、メカ設計、生産管理）の顧客獲得に成功しております。

②ライフスタイル・メディア事業

ライフスタイル・メディア事業におきましては、インプレッション型広告の堅調な伸び及びコスト効率の改善が功を奏し、当連結会計年度の売上高は５億79百万円（前年比17.1%増）、営業利益は61百万円（同81百万円利益増）と黒字化を達成いたしました。

③エンタープライズ・メディア事業

エンタープライズ・メディア事業におきましては、新規事業である「ITmedia エグゼクティブ」の順調な立ち上がり、オンライン・メディアの堅調な成長はありましたが、紙媒体コンテンツがオンライン化の過渡期にあり、当連結会計年度の売上高は８億２百万円（前年比0.4%増）、営業損失は43百万円（同１億５百万円利益減）となりました。

④ビジネス・メディア事業

ビジネス・メディア事業におきましては、大手顧客を中心としたインプレッション型広告の拡大、新メディア「Business Media 誠（まこと）」の立ち上げによる非IT系やビジネス系の金融・証券関連の顧客開拓に注力した結果、当連結会計年度の売上高は５億33百万円（前年比21.2％増）、営業利益は２億８百万円（同9.8％増）となりました。

⑤人財メディア事業

人財メディア事業におきましては、人材関連サービス売上の順調な成長、会員数の順調な伸びなどにより、当連結会計年度の売上高は３億37百万円（前年比27.3％増）、営業利益は26百万円（同246.5％増）となりました。

⑥ターゲティング・メディア事業

ターゲティング・メディア事業におきましては、広告主数が200社を突破し、会員数も順調に増加いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は２億94百万円（前年比132.2％増）、営業利益は40百万円（同75百万円利益増）と黒字化を達成しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。)は、前連結会計年度末より６億90百万円増加し、16億11百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、得られた資金は３億60百万円（前年比75百万円減）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益５億78百万円（同１億15百万円増）であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額２億61百万円（同２億48百万円減）及び売上債権の増加によるキャッシュ・フローの減少72百万円（同21百万円増）であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、減少した資金は17億78百万円（前年比16億28百万円減）となりました。支出の主な内訳は、投資有価証券の取得による支出９億97百万円（同９億97百万円減）及び有価証券の増加によるキャッシュ・フローの減少６億26百万円（同６億26百万円減）であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、得られた資金は21億８百万円（前年比22億８百万円増）となりました。収入の主な内訳は、株式の発行による収入21億８百万円（同21億８百万円増）であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	
	販売高（千円）	前年同期比（%）
テクノロジー・メディア事業	881,891	110.7
ライフスタイル・メディア事業	579,430	117.1
エンタープライズ・メディア事業	802,034	100.4
ビジネス・メディア事業	533,961	121.2
人財メディア事業	337,965	127.3
ターゲティング・メディア事業	294,929	232.2
合計	3,430,212	117.3

（注）１　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	286,889	9.8	569,338	16.6
(株)サイバー・コミュニケーションズ	292,626	10.0	399,747	11.7

２　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社はオンライン・メディア企業としてより高い成長性を維持し、企業価値を高めていくために、下記の点を課題として認識し、取り組んでいく所存です。

(1) 高利益体質の維持

当社グループの現在の主力ビジネスモデルは、インターネット広告収入です。インターネット広告は新聞や雑誌などの旧来型の広告に比べ、広告情報を載せる媒体の生産コストや流通コストが低く、その結果として利益率の高い事業運営が可能です。

しかし、インターネット広告市場は競争の激しい市場であり、厳しい価格競争の中で販売単価が下落することにより、利益率が低減する可能性があります。あるいは、顧客の要望に応じてインターネット広告以外の利益率の低い商品（例えばセミナーやイベントなど）の販売を拡大していく過程で、利益構造が変化する可能性があります。

当社グループは、この状況を踏まえて、常に販売単価の高い広告商品の開発（例えば、タイアップ型広告など）を行なうとともに、業績管理面では利益率を重要な経営指標として運営してまいります。

(2) 新しいメディア形態への対応とメディア領域の拡大

現在当社グループが運営する主要なサイトは、「ITmedia」（itmedia.co.jp）と「＠IT」（atmarkit.co.jp）ですが、どちらも基本的には文字情報と静止画情報で構成されております。今後、ADSLや光ファイバーによるブロードバンド接続環境の更なる普及に伴い、動画や音声といった表現力豊かなコンテンツが多くなると思われます。当社グループとしても、読者や顧客企業のニーズに応えてこうした表現力のあるコンテンツや広告商品の品揃えを強化いたします。

また、当社グループはIT分野でのオンライン・メディア事業の経験を生かしながら、新しい産業分野のコンテンツ拡大に積極的に取り組んでまいります。このため、IT隣接領域や非IT領域に対して、M&Aや事業提携によるメディア事業拡大も意欲的に行なってまいります。

(3) 収益の多角化

コンテンツ領域の新規拡大と共に当社グループの成長を支えていくのは、収益の多角化です。現在は収益の大半をインターネット広告に依存していますが、今後はインターネット上に形成された当社グループの読者コミュニティをより有効に生かすことにより、収益機会の拡大を目指します。具体的には、読者に対するキャリアアップや転職支援サービスの強化、製品紹介記事から購入に導く電子商取引の推進、携帯電話や他のポータルサイトなどへのコンテンツ販売などです。

(4) メディア企業としての社会的信頼性の強化

当社グループが発信するニュースやコンテンツの中には、企業の決算や戦略、買収や事業提携、各社の新製品やサービスの開始、製品のレビューや評価など産業や社会との関わりが深く、読者に大きな影響力をもたらすものが多く含まれております。特にインターネットでは個人を含む不特定多数の情報発信がなされ、読者は膨大な情報の中から当社グループが提供する情報を選択して利用しています。こうした中、メディア企業としてのブランド力と高い信頼性を確立して行くためには、情報発信においては常に細心の注意を払い、事実の確認や裏付けを行なった上で適切な時期に情報を提供していく必要があります。

当社グループは、メディア企業として求められる倫理性を常に維持、向上させ、情報提供者としての社

会的責任を重んじた事業活動を行なってまいります。

(5) 個人情報保護体制の強化

当社グループでは、情報を閲覧した読者のプロファイルを顧客企業に提供する「リード生成サービス」、読者の中核であるIT関連技術者に対する転職・派遣・キャリア開発などの「人材関連サービス」などのプロファイル型ビジネスの成長を加速させております。これに伴い、個人情報の保有数及び取り扱い機会は増加しております。これら個人情報の取り扱い及び管理に関しては、利用者のプライバシー、個人情報保護について最大限の注意を払い、常に高いレベルのセキュリティ管理による運用を基本方針とし、恒常的に個人情報保護体制の強化に努めてまいります。

(6) 人材の確保・育成、従業員の意欲・能力向上

当社グループにとって最も重要な経営資源の１つが人材です。当社はインターネットを駆使して情報・コンテンツを発信しておりますが、職種により記者や編集者としての専門知識、インターネット関連事業のノウハウ、顧客提案力、コンサルティング力など、高い能力とスピードが求められます。そのため、優秀な記者・編集者あるいは広告・マーケティング能力の高い人材の確保が当社成長の鍵となります。

当社グループは、即戦力としての中途採用及び、潜在能力を持った新卒者の採用を積極的に行なっています。また、専門職制度の導入及び計画的なジョブ・ローテーションなどを通して、採用後の社員の能力・意欲の向上を図り、人材の育成に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があると考えております。

なお、本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、当社株式の投資に関するリスクのすべてを網羅するものではありません。

（１）過年度の業績推移について

当社はソフトバンク株式会社の出版事業部門を分社化したソフトバンク パブリッシング株式会社（現ソフトバンク クリエイティブ株式会社）、米国Ziff Davis（ジフ・デービス）社のオンライン・メディア子会社であるZDNet（ジーディーネット）社、及びヤフー株式会社の３社間合弁事業契約に基づき、平成11年12月に設立されました。その後、ZDNet社との合弁契約を解消し、平成16年１月に商号をソフトバンク・アイティメディア株式会社に変更しました。さらに平成17年３月１日には株式会社アットマーク・アイティと経営統合を行なうとともにアイティメディア株式会社に商号変更し、平成18年２月には株式会社メディアセレクトと合併し現在に至っております。

当社グループの最近５期間の業績推移は下表のとおりとなっております。会社設立から５年目である平成16年３月期は広告収入の増加により当期純利益が創業以来、初めて黒字となり、平成18年３月期は株式会社アットマーク・アイティとの合併もあり、売上高と事業収益は大幅な増加となりました。

このように当社の業歴は短く、また合併もあることから、期間業績比較を行なうための十分な数値を得ることができません。従って、過年度の経営成績は、今後の当社グループの業績やその成長性を推測する判断材料として不十分である可能性があります。

	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
	平成16年３月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月
売上高　（千円）	674,879	922,661	2,151,637	2,923,269	3,430,212
経常利益　（千円）	2,578	100,002	355,730	462,173	602,091
当期純利益　（千円）	2,288	182,931	344,068	268,112	328,445
広告主数　（社）	214	272	432	490	554

（注）１　売上高には、消費税等は含まれておりません。

２　当社は、第７期より連結財務諸表を作成しており、第５期及び第６期は単体、第７期から第９期は連結の経営指標の推移であります。

（２）インターネット広告収入への依存について

当社グループの業績は、IT関連企業からのインターネット広告収入に大きく依存しております。IT関連企業は、今後ますますインターネットを活用した広告ならびにマーケティング投資を拡大していくものと思われ、当社グループの売上拡大余地は大きいと考えております。

しかしながら、景気等が減速し、IT関連企業がインターネットを活用した広告・マーケティング投資を縮小した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

（３）広告代理店との取引について

当社グループでは、インターネット広告における多くの取引が広告代理店を経由した取引となっております。現時点における取引では、広告代理店各社と取り決めた割合の手数料を設定しており、当社には手数料が差し引かれた広告料が支払われる仕組みとなっています。手数料は安定的に推移しておりますが、今後手数料の引き上げを求められた場合、また、広告代理店の営業戦略や営業力等に変化が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（４）検索エンジンからの集客について

当社グループが運営するサイトをご利用いただく読者のうち約40％は検索エンジン（Yahoo! JapanやGoogle等）からの集客であります。今後も、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO（Search Engine Optimization：検索結果の上位に自分のサイトが表示されるように工夫すること）等の必要な対策を継続していく予定ですが、検索エンジン運営者による検索手法や上位表示方針の変更等があった場合、当社グループが運営するサイトへの集客効果が低下する可能性があります。

当社グループは、現在の読者規模や利用実績に基づいた料金決定、商品販売を行なっているため、読者数の減少という事態が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（５）ライセンス契約について

当社グループは、ターゲティング・メディア事業の「TechTargetジャパン」サイト立ち上げ及び運営に関して、米国TechTarget Inc.との間に以下の概要のライセンス契約を締結しております。

・米国TechTarget Inc.が保有するサイト掲載記事・発行雑誌掲載記事などの翻訳掲載
・同社が持つ事業ノウハウの開示及び教育
・「TechTargetジャパン」に係る売上高に対するロイヤルティの支払（製品種類により料率が異なる）
・契約期間 平成22年まで（５年間）

当社グループのターゲティング・メディア事業の事業コンセプトとノウハウは、米国TechTarget Inc.から得ているものであります。現時点では同社との提携は極めて友好的に行なわれていますが、今後、同社が他社に買収等された場合にはこの友好関係に変化が生じる恐れがあります。また、提携契約は５年間であり、その後の契約継続については両社の協議を経て行なわれることとなっておりますが、同社の海外戦略に変化が生じた場合は契約継続が困難になる可能性があります。このように、同社の経営状況等に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（6）競合による業績への影響について

当社グループが運営するサイトは、企業向けから一般消費者向けまでバランスよくIT情報を配信しており、独自コンテンツによる競合他社との差別化がなされています。当社グループとは異なる角度からより幅広いコンテンツをオンラインで配信している競合他社はいくつか存在しておりますが、当社グループはオンラインによるIT情報の提供分野で高く認知されております。こうした「IT総合情報サイト」を新たに立ち上げるには時間的、資金的な参入障壁があります。

しかしながら、インターネットの特性上、当社と競合する「IT総合情報サイト」を新たに立ち上げること自体は可能であり、競争の激化やその競合対策のためのコスト負担などが当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（7）制作ノウハウの流出について

当社グループのインターネット広告売上に占めるタイアップ型広告の比率は増加傾向にあります。当社グループ内及び外注先の制作会社には、顧客企業が訴求したい内容を分かりやすい情報として伝え、読者の情報収集や購買行動を喚起するタイアップ型広告に関する制作ノウハウが蓄積しております。社員の転出などによりその制作ノウハウが当社グループ内から流出する、あるいは外注先の制作会社が他社により買収される、などの事象が生じた場合、当社グループのタイアップ型広告制作に関する優位性が失われ、当社グループの事業及び業績に対し影響を与える可能性があります。

（8）技術革新への対応について

当社グループを取り巻く事業環境は、技術変革の速度と程度が著しく、またそれに基づく新しいサービスや商品も次々と提供され、変化の激しいものとなっております。このような状況においては、新技術への対応が遅れた場合、当社サービスの質の低下につながることが考えられ、その結果、競合他社に対する競争力が低下する可能性があります。仮にそのような事態が生じた場合、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

（9）システムトラブル等による影響について

当社グループが運営するサイトでの情報提供を行なうために、当社グループではコンテンツ制作、配信等のための独自のシステムを構築しております。これらのシステムは、サイトの安定運用を行なうため、外部のデータセンターによる厳重な管理体制の構築や、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ強化などを行なっておりますが、システムの不具合など想定外の要因によって、当社グループシステムに問題が発生した場合、読者に対する安定的な情報提供ができなくなる可能性があり、当社グループの事業及び業績、社会的な信用力に重大な影響を与える可能性があります。

(10)個人情報の管理について

当社グループでは、ターゲティング・メディア事業が提供する「TechTargetジャパン」およびエンタープライズ・メディア事業が提供する「ITmedia エグゼクティブ」入会のための会員情報として、人財メディア事業の登録者情報として、あるいは当社が運営するサイト読者に対するアンケート等を通じて個人情報を取得しております。

個人情報取得の際には、その利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用しております。当社グループでは、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年４月施行）の規定に則って作成した個人情報保護規程に従って、これらの個人情報を管理しております。具体的には、社内でのアクセス権限設定、アクセスログの保存、外部データセンターでの情報管理、社員教育の実施を行なうなど細心の注意を払った体制構築を行なっております。

しかしながら、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流失した場合、当社グループの事業及び業績、社会的信用力に影響を与える可能性があります。

(11) 当社従業員ならびに社外の著作者が執筆・制作する制作物について

当社グループが運営するサイトにおいて掲載するコンテンツ（記事）の多くは、当社従業員が執筆するほか、社外の著作者に原稿の執筆・制作を依頼しております。そのコンテンツが第三者の権利を侵害していないことについて、当社グループと社外の著作者との間で契約を締結しております。また当社側でも、著作権等についての学習機会の提供、当社従業員によるコンテンツのチェックを行なうことで、執筆・制作されるコンテンツが第三者の権利を侵害しないこと、及び第三者に対する誹謗・中傷がないことを確認しております。

しかし、何らかの理由により、そのコンテンツが第三者の権利を侵害していた場合、あるいは当社従業員または社外の著作者の違法行為に関連して当社が起訴され、訴訟費用が発生した場合には、当社グループの事業及び業績や社会的信用に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが配信した記事の内容について、特定の企業や個人から損害賠償・クレーム等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績や社会的信用に影響を与える可能性があります。

(12) ビジネスモデル特許等による影響について

当社グループは、現時点では特殊な技術やシステム、ビジネスモデル等についての特許を出願あるいは取得しておりません。また、他の企業等からこれらの技術等の使用に関するクレームや損害賠償を受けている事実もありません。

しかし今後、訴訟やクレームが提起され、それによりサービス停止などを余儀なくされた場合、あるいは特許出願、取得の重要性が高くなった場合には、想定していないコストが発生し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 代表者への依存について

当社グループの代表取締役社長大槻利樹は平成11年12月の会社設立から、また、代表取締役会長藤村厚夫は平成17年３月からそれぞれ最高経営責任者を務めており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは経営体制強化のため幹部人材の拡充と育成を行なっており、その結果として両名への依存度は相対的に低下するものと考えております。しかし、当面は依然として両名への依存度は高く、近い将来において何らかの理由により両名の業務執行が困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 人材の確保及び定着について

当社グループの事業の成否は、編集、営業、技術開発、管理等の職種においてインターネットビジネスに経験を有する優秀な人材の確保に大きく依存しています。人材需要が急増するインターネットビジ

ネスの分野では、記事の企画・執筆や編集に関わる有能な人材は限られています。当社グループでは、各分野の人材の中途採用と新卒者採用を進めていますが、景気の拡大に伴い人材に対する需要は継続的に高く、人材確保のための競争は厳しさを増しています。今後この人材獲得競争が激化し、在籍している従業員の流出防止や新たな人材獲得を計画どおりにできなくなった場合には、当社グループの将来の成長、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(15)事業拡大に対する組織体制について

当社は、平成20年３月31日現在、取締役５名（うち非常勤１名）、監査役４名（うち非常勤３名）、従業員174名で構成される組織となっており、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後の急速な事業拡大に伴い、既存従業員の育成、採用活動による人員増強などの施策を講じるとともに、管理業務の効率化及び組織的な生産性の維持・向上に努める予定であります。

しかしながら、当社グループが事業拡大に適切かつ十分な対応ができない場合には、事業機会の逸失、業務品質の低下等を招き、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(16)ソフトバンクグループとの関係について

①ソフトバンクグループにおける当社の位置づけについて

ソフトバンク株式会社は、その子会社であるソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社及びヤフー株式会社を通じて、平成20年３月31日現在、発行済株式総数に対する議決権の約60％を保有しており、同社は当社グループの実質的な親会社であります。

当社はソフトバンクグループの中で唯一、インターネット上でIT関連情報を提供するメディア運営を専業とする企業であり、同グループが今後拡大強化していくインターネット上のコンテンツ企業の代表的な一社です。

ソフトバンク株式会社は、その傘下に多数の連結子会社、関係会社を保有しており、その中には当社と部分的に競合もしくは協業関係を持つ企業があります。

その代表例はヤフー株式会社です。同社は国内最大のインターネットポータルサイトとして幅広いコンテンツをインターネット利用者に原則として無料で提供しており、広告収入が主たる収益源になっておりますが、同社は一部のニュースを除いては、経営層ならびに技術者向けの専門情報を提供しておらず、この分野では特に当社グループの独自性が保たれ、明確な差別化ができております。一般消費者向けのコンテンツに関しては、同社が一般的なインターネット利用者を対象としているのに対し、当社グループはより先進的な利用者、読者に対して専門的なコンテンツを提供することにより差別化しております。

ソフトバンク クリエイティブ株式会社は、当社グループとは兄弟会社の関係にあります。同社はソフトバンクグループにおける中核的なコンテンツ企業として、様々なメディアの開発を行なっております。しかし、同社の主たる事業は出版事業であり、現時点では当社グループの事業に影響を与えるようなインターネット上のIT関連メディア事業を行なっておりません。

その他のソフトバンクグループにおいて、当社グループと類似の事業を行なっている事業会社は現時点では特に存在しておりません。ソフトバンク株式会社は、傘下の子会社の事業領域を尊重し、グループ各社はそれぞれが担っている事業分野を互いに侵食しない経営方針を原則として維持しております。また、当社グループは編集、制作、インターネット広告における営業活動等、すべての業務を独自に展開しております。

しかし、ソフトバンク株式会社及び同社グループの経営方針に変更があった場合、当社グループの将来的な事業展開に影響を与える可能性があります。

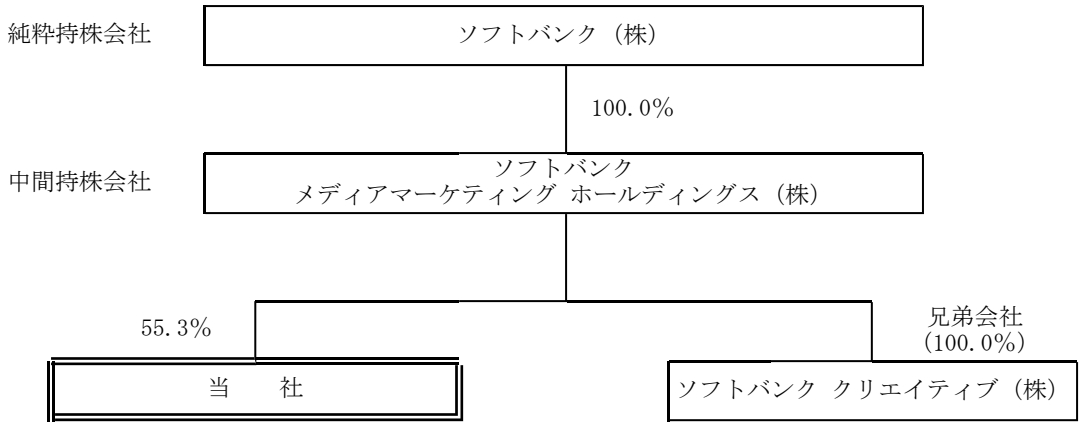

②ソフトバンクグループとの取引について

当社グループは、第９期連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）においてソフトバンク クリエイティブ株式会社への広告販売等の取引のほか、ソフトバンクグループとの間で取引関係がありますが、これらの取引金額は当社の連結売上高や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。

③ソフトバンクグループとの人的関係について

本書提出日現在における当社の役員９名のうち１名は、その豊富な経験を基に監査体制強化等を目的として、ソフトバンクグループから招聘したものであります。その者の氏名ならびに当社、ソフトバンクグループにおける主な役職は以下のとおりであります。当社グループは、第９期連結会計年度（自平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）においてソフトバンク クリエイティブ株式会社への広告販売等の取引のほか、ソフトバンクグループとの間で取引関係がありますが、これらの取引金額は当社の連結売上高や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。

当社における役職	氏名	ソフトバンクグループにおける主な役職
監査役(非常勤)	下山　達也	ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス(株) 取締役 ソフトバンク クリエイティブ(株) 取締役管理本部長

(17)新株引受権及び新株予約権の行使による希薄化について

当社は、当社グループ役員、従業員及び外部協力者の長期的な企業価値向上に対する士気向上及びインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。平成20年３月31日現在において、ストック・オプションの目的となる株式数は4,813株であり、発行済株式総数63,021株の7.6%に相当しております。

これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ライセンス契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
TechTarget Inc.	米国	事業提携 TechTarget Inc.が発行する雑誌の日本版の出版、メディア及びウェブサイトに関するノウハウの提供	提出会社は、TechTarget Inc.の有する知的財産（商標・著作物及びノウハウ）を利用する排他的ライセンスを付与されております。本ライセンスの対価として、提出会社は本ライセンスに関連する売上に連動したロイヤルティを支払っております。	平成17年７月１日から平成22年６月30日まで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

（１） 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は44億９百万円（前年比24億63百万円増）、負債合計は４億72百万円（同10百万円増）、純資産合計は39億37百万円（同24億53百万円増）となりました。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は29億81百万円（前年比14億20百万円増）となりました。主な内訳は、現金及び預金11億11百万円（同１億90百万円増）、売掛金６億25百万円（同72百万円増）、有価証券11億26百万円（同11億26百万円増）であります。

なお、当連結会計年度末における流動比率（流動資産の流動負債に対する割合）は631.5％、当座比率（当座資産の流動負債に対する割合）は606.5％であり、当社グループの短期債務に対する支払能力は十分であると判断しております。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、14億28百万円（前年比10億43百万円増）となりました。主な内訳は、有形固定資産97百万円（同４百万円増）、無形固定資産として、ソフトウェア１億37百万円（同21百万円増）、投資その他の資産として、投資有価証券10億６百万円（同９億74百万円増）、差入保証金１億34百万円（同59百万円増）であります。

なお、当連結会計年度末における固定比率（固定資産の純資産に対する割合）は36.3％であり、当社グループの固定資産の残高につきましては、問題のない水準であると判断しております。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、４億72百万円（前年比10百万円増）となりました。主な内訳は、買掛金55百万円（同11百万円増）、未払金58百万円（同13百万円減）、未払法人税等１億82百万円（同１百万円増）、賞与引当金97百万円（同４百万円増）であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、39億37百万円（前年比24億53百万円増）となりました。主な内訳は、資本金16億円（同10億61百万円増）、資本剰余金16億44百万円（同10億61百万円増）、利益剰余金６億88百万円（同３億28百万円増）であり、当連結会計年度末の自己資本比率は89.2％であります。

（２） 経営成績の分析

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、テクノロジー・メディア事業８億81百万円（前年比10.7％増）、ライフスタイル・メディア事業５億79百万円（同17.1％増）、エンタープライズ・メディア事業８億２百万円（同0.4％増）、ビジネス・メディア事業５億33百万円（同21.2％増）、人財メディア事業３億37百万円（同27.3％増）、ターゲティング・メディア事業２億94百万円（同132.2％増）により34億30百万円（同17.3％増）となりました。

（営業利益）

売上原価が12億１百万円（前年比6.8％増）、販売費及び一般管理費が16億52百万円（同23.8％増）となり、当連結会計年度の営業利益は５億75百万円（同24.4％増）となりました。なお、売上高営業利益率は16.8％であります。

（経常利益）

当連結会計年度の営業外収益は39百万円（前年比38百万円増）、営業外費用は13百万円（同11百万円増）となり、当連結会計年度の経常利益は６億２百万円（同30.3％増）となりました。なお、売上高経常利益率は17.6％であります。

（当期純利益）

当連結会計年度におきましては、特別損失として投資有価証券評価損23百万円（前年比23百万円増）、法人税、住民税及び事業税２億58百万円（同84百万円増）、法人税等調整額△９百万円（同28百万円減）を計上した結果、当連結会計年度の当期純利益は３億28百万円（同60百万円増）となりました。なお、自己資本当期純利益率（ROE）は12.1％であります。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第３　【設備の状況】

１　【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等については、業務用サーバーの増強、コンテンツサイトの機能改善及び追加機能の開発などを目的とした設備投資等を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は89百万円であり、事業の種類別セグメントの設備投資等について示すと、次のとおりであります。

（テクノロジー・メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額16百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

（ライフスタイル・メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額23百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

（エンタープライズ・メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額12百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

（ビジネス・メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額13百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

（人財メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、求人企業向けのサービス「@ITプレミアスカウト」の追加機能開発、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額14百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

（ターゲティング・メディア事業）

当連結会計年度の設備投資等は、会員向け購買支援情報提供サイト「TechTargetジャパン」の追加機能のシステム開発、業務用サーバーの増強及び広告配信管理システム開発を中心とする総額９百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成20年３月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
			建物及び 構築物	工具器具 及び備品	その他	合計	
本社 （東京都千代田区）	―	本社機能	46,069	48,947	2,934	97,951	174

（注）１　上記金額には消費税等は含まれておりません。
　　２　帳簿価額「その他」は、建設仮勘定であります。
　　３　現在休止中の設備はありません。

(2) 国内子会社

設備を保有しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在、該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在、該当事項はありません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

①　【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000
計	200,000

②　【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年６月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	63,021	63,620	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
計	63,021	63,620	―	―

(注)　提出日現在の発行数には、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

（平成13年５月10日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権のうち自己新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	144	同左
新株引受権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	25,000	同左
新株引受権の行使期間	平成16年４月１日～ 平成23年７月10日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　25,000 資本組入額　12,500	同左
新株引受権の行使の条件	（注）４	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	－	－
新株引受権付社債の残高（百万円）	0	同左

（注）１　新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

３　新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株引受権行使の条件について

(1) 取締役が、当社の取締役としての地位を喪失した日において、新株引受権に関する一切の権利を放棄するものとし、かかる日以後これを行使しないものとする。但し、取締役が会社の業務命令により他社の取締役または従業員に就任または転籍したために会社の取締役としての地位を喪失した場合、または特段の理由なく解任決議がなされもしくは任期満了後重任されなかった場合はこの限りではない。

(2) 対象者は、会社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a　平成16年４月１日以降１年間は、割当てられた新株引受権の25％について権利行使することができる。

b　平成17年４月１日以降１年間は、割当てられた新株引受権の50％について権利行使することができる。

c　平成18年４月１日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。

d　前項に関わらず、平成19年３月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年４月１日以降平成23年７月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

５　新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

６　平成14年６月20日及び平成19年10月１日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

② 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

（平成13年５月10日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権のうち自己新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	168	同左
新株引受権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	25,000	同左
新株引受権の行使期間	平成16年４月１日～ 平成23年７月10日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　25,000 資本組入額　12,500	同左
新株引受権の行使の条件	（注）４	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	－	－
新株引受権付社債の残高（百万円）	0	同左

（注）１　新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

３　新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株引受権行使の条件について

(1) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株引受権の権利行使はできなくなり、本新株引受権は失効するものとする。

a　対象者が会社の従業員としての地位を喪失したとき（但し、会社の取締役に就任した場合、または会社が諸般の事情を考慮のうえ、権利の存続を承認したときは、この限りではない。）

b　対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合

c　対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

d　対象者が新株引受権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

(2) 対象者は、会社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a 平成16年４月１日以降１年間は、割当てられた新株引受権の25％について権利行使することができる。

b 平成17年４月１日以降１年間は、割当てられた新株引受権の50％について権利行使することができる。

c 平成18年４月１日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。

d 前項に関わらず、平成19年３月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年４月１日以降平成23年７月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6 平成14年６月20日及び平成19年10月１日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

③　旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権の状況

（平成13年５月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権のうち自己新株引受権の数（個）	－	－
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株引受権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、５、６	809	－
新株引受権の行使時の払込金額（円） （注）２、５、６	66,667	－
新株引受権の行使期間	平成15年６月１日～ 平成20年５月31日	－
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）５、６	発行価格　　66,667 資本組入額　　33,334	－
新株引受権の行使の条件	（注）３	－
新株引受権の譲渡に関する事項	（注）４	－
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	－	－
代用払込みに関する事項	－	－

（注）１　新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

２　当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の１株未満の端数は切り捨てるものとする。
ただし、かかる調整は、調整時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

当社が権利付与日以降に新株発行価額を下回る価額で新株式発行を行なう場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により発行価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が権利付与日以降に株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

３　新株引受権行使の条件
新株引受権者は次の事由のいずれか１つ以上が生じた場合には、権利を即時に喪失するものとする。
(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(2) 当社を退職した場合
(3) 当社の役員を退任・辞任し、または解任された場合
(4) 当社以外の会社の役職員に就任した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
(5) 新株引受権者が当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
(6) 新株引受権者が当社の新事業創出促進法上の認定支援者である場合、付与時以降において認定支援者の役割を喪失した場合

(7) 新株引受権者が死亡した場合
(8) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4　新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

5　平成17年３月１日の合併により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

④　平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

（平成14年10月１日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	271	268
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	542	536
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	75,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月２日～ 平成20年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　　75,000 資本組入額　37,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３ 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a　対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
b　対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
c　対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
d　対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
e　対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
f　対象者が本新株予約権を放棄した場合
g　対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成16年10月１日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成20年６月30日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑤　平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

（平成15年８月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	363	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	726	720
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	75,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年８月27日～ 平成23年７月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　　75,000 資本組入額　37,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a　対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合

b　対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

c　対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
d　対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
e　対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
f　対象者が本新株予約権を放棄した場合
g　対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成17年８月26日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成23年７月10日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑥　平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

（平成17年９月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	793	789
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	1,586	1,578
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	83,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年６月18日～ 平成27年６月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　83,500 資本組入額　41,750	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a　対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
b　対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
c　対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
d　対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
e　対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
f　対象者が本新株予約権を放棄した場合
g　対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成19年６月17日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成27年６月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑦　平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

（平成18年２月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	144	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	288	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	83,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年６月18日～ 平成27年６月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　83,500 資本組入額　41,750	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a　対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
b　対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
c　対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
d　対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
e　対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
f　対象者が本新株予約権を放棄した場合
g　対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成19年６月17日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成27年６月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑧　会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

（平成18年６月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	52	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	104	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	125,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年６月17日～ 平成28年６月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　125,000 資本組入額　62,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

a　在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
b　会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
c　会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
d　会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
e　当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
f　禁錮以上の刑に処せられた場合
g　当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
h　新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
i　本新株予約権を放棄した場合
j　権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成20年６月16日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成28年６月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑨　会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

（平成18年９月21日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１、２	78	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１、２、６	156	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）３、６	125,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年６月17日～ 平成28年６月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）６	発行価格　125,000 資本組入額　62,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

２　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

４　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

a　在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
b　会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
c　会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
d　会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
e　当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
f　禁錮以上の刑に処せられた場合
g　当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
h　新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
i　本新株予約権を放棄した場合
j　権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
a　平成20年６月16日と株式公開日より６ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
b　上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
d　上記c 経過後、平成28年６月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

5　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

6　平成19年10月１日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

⑩　会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

（平成19年９月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１	70	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）２	160,000	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月２日～ 平成25年11月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　160,000 資本組入額　80,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、１株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{１株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

３　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

a　在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合

b　会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合

c　会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合

d　会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合

e　当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

f　禁錮以上の刑に処せられた場合

g　当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合

h　新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
i　本新株予約権を放棄した場合
j　権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a　平成22年11月２日より１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、平成25年11月１日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

⑪　会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況

（平成19年９月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成20年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年５月31日）
新株予約権の数（個） （注）１	220	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）１	220	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）２	160,000	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月２日～ 平成25年11月１日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　160,000 資本組入額　80,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、１株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２　新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{１株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

３　新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

a　在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合

b　会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合

c　会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合

d　会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合

e　当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

f　禁錮以上の刑に処せられた場合

g　当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
h　新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
i　本新株予約権を放棄した場合
j　権利行使期間到来前に死亡した場合

(3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a　平成22年11月２日より１年間は、割当てられた新株予約権の25％について権利行使することができる。
b　上記a 経過後、１年間は、割当てられた新株予約権の50％について権利行使することができる。
c　上記b 経過後、平成25年11月１日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4　新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成17年３月１日（注）１	9,270.00	23,670.00	－	360,000	343,583	403,583
平成17年３月31日（注）２	18.00	23,688.00	225	360,225	229	403,812
平成17年４月28日（注）３	1,919.16	25,607.16	160,249	520,474	160,249	564,062
平成17年４月28日（注）２	60.00	25,667.16	750	521,224	765	564,827
平成17年５月31日（注）２	48.00	25,715.16	600	521,824	612	565,439
平成17年６月30日（注）２	162.00	25,877.16	2,025	523,849	2,065	567,505
平成18年２月16日（注）４	190.00	26,067.16	15,865	539,714	15,865	583,370
平成19年４月19日（注）５	5,000.00	31,067.16	1,035,000	1,574,714	1,035,000	1,618,370
平成19年４月20日～平成20年９月30日（注）２	136.00	31,203.16	4,400	1,579,114	4,456	1,622,826
平成19年10月１日（注）６	31,203.16	62,406.32	－	1,579,114	－	1,622,826
平成19年10月１日（注）７	△0.32	62,406.00	－	1,579,114	－	1,622,826
平成19年10月２日～平成20年３月31日（注）２	615.00	63,021.00	21,604	1,600,719	21,609	1,644,435

（注）１　合併

(1) 合併の相手先　　株式会社アットマーク・アイティ

(2) 合併の比率及び株式の発行

(a) 株式会社アットマーク・アイティの株式１株に対し、当社の普通株式６株を割り当てました。

(b) 合併に際して普通株式9,270株を発行しました。

(3) 資本準備金の増加

合併により343,583千円増加いたしました。

２　ストック・オプションの行使による増加であります。

３　株主割当として、平成17年４月13日現在の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式１株につき0.09株の割合をもって割り当てました。

発行価格　167,000円　資本組入額　83,500円

４　第三者割当増資　発行価格　167,000円　資本組入額　83,500円

割当先は松浦義幹、加藤浩一、大槻利樹です。

５　有償一般募集（ブックビルディング方式）

発行価格　450,000円　引受価額　414,000円　発行価額　297,500円　資本組入額　207,000円

６　平成19年10月１日に、平成19年９月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を１株につき１株の割合をもって株式分割いたしました。なお、基準日が休日であったため、平成19年９月28日を実質上の基準日としております。

７　端株の消滅による減少であります。

８　平成20年４月１日から平成20年５月31日までの間に、ストック・オプションの行使により、発行済株式総数が599株、資本金が19,967千円及び資本準備金が19,966千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年３月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	5	18	21	14	3	2,299	2,360	－
所有株式数（株）	－	2,005	994	40,561	948	8	18,505	63,021	－
所有株式数の割合（%）	－	3.2	1.6	64.4	1.5	0.0	29.3	100.0	－

（注）自己株式４株は、「個人その他」に４株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ソフトバンク メディアマーケティングホールディングス株式会社	東京都港区赤坂４－13－13	34,858	55.31
ヤフー株式会社	東京都港区六本木６－10－１	2,616	4.15
株式会社サンブリッジ	東京都渋谷区恵比寿１－19－19	2,524	4.00
藤村　厚夫	埼玉県飯能市	1,891	3.00
樋口　理	東京都大田区	1,244	1.97
新野　淳一	東京都狛江市	1,223	1.94
四本　健	東京都三鷹市	1,008	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１－８－11	893	1.41
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１－２－10	812	1.28
大槻　利樹	東京都大田区	481	0.76
計	—	47,550	75.45

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4	－	株主として権利内容に何ら制限のない標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 63,017	63,017	同上
単元未満株式	普通株式 －	－	－
発行済株式総数	63,021	－	－
総株主の議決権	－	63,017	－

② 【自己株式等】

平成20年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） アイティメディア株式会社	東京都千代田区丸の内 ３－１－１	4	－	4	0.00
計	－	4	－	4	0.00

(8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

① 新株予約権（平成14年10月１日取締役会決議）

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成14年６月20日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年10月１日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　７名、当社従業員　35名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　④」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により従業員22名、任期満了に伴い退任した元取締役２名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

② 新株予約権（平成15年８月26日取締役会決議）

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成15年６月17日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年８月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名、当社従業員　39名　　（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　⑤」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により取締役１名、従業員29名、任期満了に伴い退任した元取締役２名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

③ 新株予約権（平成17年９月15日取締役会決議）

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成17年６月17日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年９月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名、当社監査役　２名、当社従業員　84名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況　⑥」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により取締役２名、監査役２名、従業員73名、任期満了に伴い退任した元取締役２名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

④ 新株予約権（平成18年２月15日取締役会決議）

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成17年６月17日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年２月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名、当社従業員　32名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況　⑦」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により従業員24名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

⑤ 新株予約権（平成18年６月16日取締役会決議）

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成18年６月16日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年６月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　⑧」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により従業員18名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

⑥ 新株予約権（平成18年９月21日取締役会決議）

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件を持って新株予約権を発行することを平成18年６月16日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年９月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　⑨」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により従業員22名となっております。
なお、平成20年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの退職等による影響は含まれておりません。

⑦ 新株予約権（平成19年９月20日取締役会決議）

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を発行することを平成19年９月20日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年９月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名、当社監査役　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　⑩」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

⑧ 新株予約権（平成19年９月20日取締役会決議）

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し新株予約権を発行することを平成19年９月20日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年９月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況　⑪」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第９号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	3.9	889
当期間における取得自己株式	―	―

（注）１　当事業年度における取得自己株式の株式数には、平成19年10月１日付の株式分割（普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割）における増加数2.0株を含んでおります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他　（ ― ）	―	―	―	―
保有自己株式数	4	―	4	―

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

一方で、当社は設立以来、環境変化の激しいインターネット関連業界において、当社メディア事業の優位性を確保し、更なる拡大発展のため、人的投資ならびにシステム投資を積極的に行なっていく方針であります。そのため、当事業年度の利益配分につきましても、全額を内部留保に充当し、継続的な事業成長を推進するための投資活動の資金としていく方針であります。

なお、当社は、会社法第454条第５項に規定する中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
決算年月	平成16年３月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月
最高（円）	－	－	－	－	735,000 ※ 194,000
最低（円）	－	－	－	－	153,000 ※ 86,500

（注）１　最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
２　当社株式は、平成19年４月19日から東京証券取引所マザーズに上場されております。それ以前については、該当事項はありません。
３　※印は、株式分割後による権利落後の株価であります。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年１月	２月	３月
最高（円）	194,000	184,000	170,000	126,000	132,000	122,000
最低（円）	115,000	119,000	118,000	90,000	88,000	86,500

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	―	藤　村　厚　夫	昭和29年１月４日	昭和53年３月 平成２年７月 平成４年３月 平成10年９月 平成12年２月 平成17年３月	(株)清文社入社 (株)エム・ピー・テクノロジー（現(株)エム・ピー・テクノロジーズ）入社 (株)アスキー入社 ロータス(株)（現日本アイ・ビー・エム(株)）入社 マーケティング本部長 (株)アットマーク・アイティ（現当社）代表取締役就任 当社代表取締役会長就任（現任）	(注)３	2,040
代表取締役社長	―	大　槻　利　樹	昭和36年６月27日	昭和59年４月 平成11年４月 平成11年12月 平成12年４月 平成15年４月	(株)日本ソフトバンク（現ソフトバンク(株)）入社 ソフトバンク パブリッシング(株)（現ソフトバンク クリエイティブ(株))執行役員就任 ソフトバンク・ジーディーネット(株)（現当社） 代表取締役社長就任（現任） ソフトバンク パブリッシング(株) 取締役就任 (有)ネットビジョン代表取締役社長就任（現任）	(注)３	481
取締役	営業本部長	四　本　　健	昭和33年８月23日	昭和58年４月 昭和61年９月 平成12年２月 平成17年３月 平成18年４月 平成19年６月	(株)ISプレス入社 (株)アスキー入社 (株)アットマーク・アイティ（現当社）取締役就任 当社執行役員就任 当社常務執行役員就任 当社取締役就任（現任）	(注)３	1,008
取締役	管理本部長兼コーポレート・コミュニケーション室長	工　藤　　靖	昭和37年３月13日	昭和60年４月 平成７年７月 平成12年９月 平成17年３月 平成19年３月 平成19年６月	(株)第一勧業銀行（現みずほフィナンシャルグループ）入行 信栄製紙(株)入社 (株)アットマーク・アイティ（現当社）入社 当社執行役員就任 当社常務執行役員就任 当社取締役就任（現任）	(注)３	72
取締役	―	池　上　　彰	昭和25年８月９日	昭和48年４月 平成６年４月 平成17年３月 平成19年６月	日本放送協会（NHK）入局 「週刊こどもニュース」キャスター 日本放送協会（NHK）退社 フリージャーナリスト 当社取締役就任（現任）	(注)３	―
常勤監査役	―	齋　藤　金　義	昭和23年４月22日	昭和48年４月 平成９年９月 平成11年４月 平成11年12月 平成12年６月 平成16年７月	(株)日本不動産銀行（現(株)あおぞら銀行）入行 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツインク入社　エグゼクティブ・ディレクター就任 ソフトバンク パブリッシング(株)（現ソフトバンク クリエイティブ(株))入社 ソフトバンク・ジーディーネット(株)（現当社）監査役就任（現任） ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング(株)（現ソフトバンク クリエイティブ(株))取締役就任 SBMMクリエイティブ(株)（現ソフトバンク クリエイティブ(株)）取締役就任	(注)４	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	―	下　山　達　也	昭和36年３月17日	昭和58年４月 平成12年５月 平成14年５月 平成14年12月 平成16年７月 平成17年３月 平成17年３月 平成17年10月 平成17年11月 平成18年１月 平成19年４月 平成20年４月	東邦生命保険相互会社入社 ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング(株)（現ソフトバンク クリエイティブ(株)）入社 イングリッシュタウン(株)監査役就任（現任） リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ(株)監査役就任（現任） イーブック・システムズ(株)監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任） エヌ・シー・ジャパン(株)監査役就任（現任） ソフトバンク クリエイティブ(株)取締役就任（現任） トライベック・ストラテジー(株)監査役就任（現任） イーシーリサーチ(株)監査役就任（現任） ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス(株)取締役就任（現任） COMEL(株)監査役就任（現任）	(注)４	―
監査役	―	樋　口　　理	昭和37年10月28日	昭和60年４月 平成２年９月 平成10年９月 平成11年６月 平成12年４月 平成12年８月 平成17年３月 平成17年４月 平成17年６月 平成18年３月 平成18年５月 平成18年６月 平成18年６月 平成19年６月 平成19年６月 平成19年７月 平成20年４月	ソニー(株)入社 ロータス(株)（現日本アイ・ビー・エム(株)）入社 (株)デジタルガレージ入社 (株)インフォシーク移籍 (株)アットマーク・アイティ（現当社）取締役就任 ジャパン・スタートアップス(株)取締役就任（現任） 当社執行役員就任 シックス・アパート(株)顧問就任（現任） ティアック(株)取締役就任 当社退社 アーキタイプ(株)取締役就任（現任） ティアック(株)常務取締役就任 インフォテリア(株)取締役就任（現任） 当社監査役就任（現任） ティアック(株)顧問就任（現任） アーキタイプ・コミュニケーションズ(株)代表取締役就任 アーキタイプ・コミュニケーションズ(株)取締役就任（現任）	(注)５	1,244
監査役	―	佐　川　明　生	昭和48年3月12日	平成11年４月 平成12年10月 平成14年４月 平成19年２月 平成19年６月	司法研修所入所 古田アンドアソシエイツ法律事務所（現弁護士法人クレア法律事務所）入所 同法律事務所の法人化に伴い、社員弁護士に就任 (株)MOT監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注)５	―
計							4,851

（注）１　取締役池上彰は、会社法第２条第15号の要件を満たす社外取締役であります。
２　監査役齋藤金義、下山達也及び佐川明生は、会社法第２条第16号の要件を満たす社外監査役であります。
３　取締役の任期は、平成20年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4　監査役の任期は、平成18年10月31日臨時株主総会終結の時から平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5　監査役の任期は、平成19年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6　当社では、業務執行の意思決定の迅速化を図るため、執行役員制を導入しております。執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	後藤　周子	メディア統括本部長
執行役員	永井　利洋	テクノロジー・メディア事業部長
執行役員	坂部　光俊	ライフスタイル・メディア事業部長
執行役員	浅井　英二	エンタープライズ・メディア事業部長
執行役員	斎藤　健二	ビジネス・メディア事業部長
執行役員	小林　教至	人財メディア事業部長
執行役員	冨田　　浩	ターゲティング・メディア事業部長
執行役員	磯貝　　一	メディア統括副本部長
執行役員	佐藤　正憲	営業副本部長
執行役員	清水　　巌	技術開発本部長
執行役員	小宮　紳一	管理本部経営企画部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスについての基本姿勢

当社は、事業の成長やそのステージに合わせ、有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを行なうことで、企業価値の向上、健全な企業風土の構築を目指すことを基本姿勢としております。具体的には、経営の健全性、透明性の確保、監査役監査、内部監査体制の強化、社内情報の有効かつ効率的な流通などを行なうことで、コーポレート・ガバナンスを機能させております。

(2) コーポレート・ガバナンスの実施体制及び取組み

当社におけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりであります。

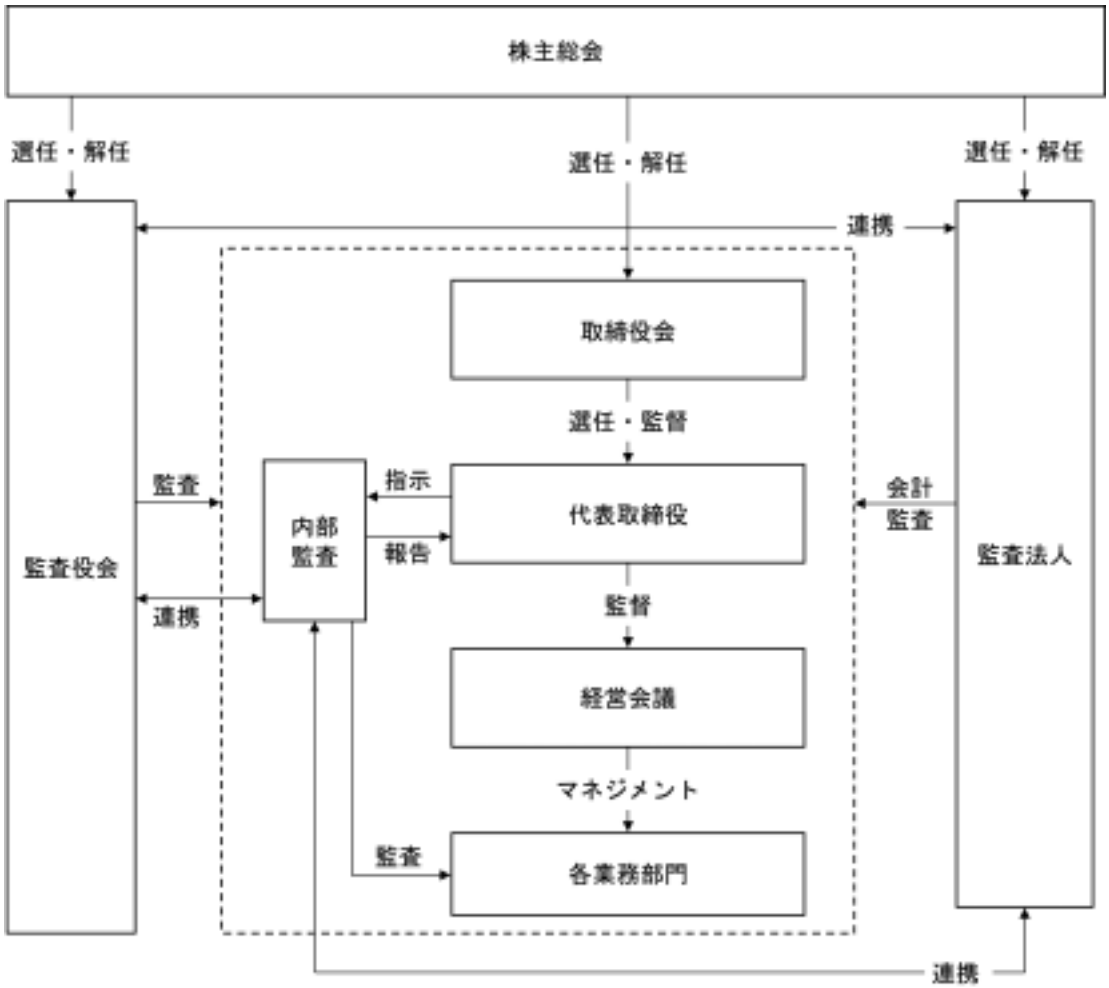

① 取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在５名で構成されております。取締役会は毎月１回定期的に、また必要に応じて臨時に開催しており、非常勤を含めた監査役の出席のもと経営に関する重要事項についての報告、決議を行なっております。

② 監査役会

当社の監査役会は本書提出日現在４名で構成され、うち３名が社外監査役であります。監査役会は毎月開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、取締役会その他重要な会議への出席、内部監査担当部門及び会計監査人と連携して監査役監査を行なっております。４名の監査役のうち１名については監査体制強化等を目的として、ソフトバンクグループから招聘したものであります。

③ 経営会議

経営会議は当社取締役、執行役員、及び部長以上の幹部役職員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告、決議を行なっており、月２回開催されております。なお、常勤監査役もオブザーバーとして毎回出席しております。

④ 内部監査

当社では、内部監査担当部門として内部監査室（室長１名）を設置しております。内部監査は、各年度に策定する年度監査計画に従い、各業務部門の業務監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役社長直轄で行なっております。監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで、監査役及び会計監査人との連携を図っております。

⑤ 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、平成18年５月18日開催の取締役会において、会社法第362号及び会社法施行規則第100条に基づき決議したものを、平成20年４月17日開催の取締役会において一部改正することを決議し、当社の業務の適正を確保する体制について次のとおり整備することとしております。

ａ．取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　内部監査

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。

ロ　コンプライアンス体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、活動推進部門を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

ハ　内部通報制度

コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口（総務人事部）あるいは社外の弁護士・専門家を設置し、社内に通報できる内部通報制度を制定しております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理しております。 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会

組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンス、及び情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下に定める方法により、取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

イ　取締役及び使用人が共有する全社的な目標を単年度・中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。

ロ　各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限移譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。

ハ　月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。

ニ　取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。

ホ　上記ニの議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限移譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。

ヘ　反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

e．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行なっております。

f．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

ｇ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

イ　取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。監査役は経営会議、情報セキュリティ委員会、内部監査報告会、財務会議等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書・報告書の回付により報告を行なうものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めております。

ロ　監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保しております。 また、監査役は代表取締役社長、会長と定期的に意見交換を行なっております。

ｈ．財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対する体制

イ　経営企画部は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年６月に公布された金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行なうため、代表取締役社長の指示のもと財務報告にかかる内部統制を整備し、運用する体制構築を行なっております。なお、体制構築及び制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行なっております。

ロ　取締役会は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

⑥ 会計監査の状況

ａ．業務を執行した公認会計士の氏名

浅枝　芳隆（監査法人トーマツ）

津田　英嗣（監査法人トーマツ）

（注）継続監査年数については、全員７年以内であるため記載は省略しております。

ｂ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	５名
会計士補等	８名
その他	２名

⑦ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

当社は、本書提出日現在、社外取締役を１名選任しておりますが、当社との間に利害関係はありません。

また本書提出日現在、当社は社外監査役を３名選任しており、下山達也は、ソフトバンクグループ企業であり、当社の兄弟会社であるソフトバンク クリエイティブ株式会社の取締役であります。齋藤金義は、当社とは一切の人的関係、資本関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。佐川明生は当社の顧問弁護士であります。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は、法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本に、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、会社内の相互牽制体制をより強固なものにすることにより、企業経営上のリスクの発生を極力回避し、組織的に企業の運営を行なっていける体制を確保しております。

(4) 役員報酬及び監査報酬

第９期連結会計年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

①役員報酬

取締役に対する報酬　　79,786千円（うち、社外取締役に対する報酬　3,080千円）

監査役に対する報酬　　15,397千円（うち、社外監査役に対する報酬　13,016千円）

②監査報酬

公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬　　20,000千円

上記以外の業務（非監査業務）に基づく報酬　　7,995千円

(5) 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(7) 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める金銭の分配（中間配当）をなすことができる旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行なう旨を定款で定めております。

第５　【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）及び前事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表については、みすず監査法人の監査を受け、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び当事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表については、監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第８期連結会計年度の連結財務諸表及び第８期事業年度の財務諸表　　みすず監査法人

第９期連結会計年度の連結財務諸表及び第９期事業年度の財務諸表　　監査法人トーマツ

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成19年３月31日)			当連結会計年度 (平成20年３月31日)		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比(%)	金額（千円）		構成比(%)
(資産の部)							
Ⅰ 流動資産							
1 現金及び預金			921,014			1,111,736	
2 売掛金			552,451			625,306	
3 有価証券			―			1,126,153	
4 たな卸資産			2,120			1,482	
5 繰延税金資産			67,800			75,400	
6 その他			17,868			41,331	
貸倒引当金			△56			△63	
流動資産合計			1,561,198	80.2		2,981,346	67.6
Ⅱ 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		60,958			67,181		
減価償却累計額		13,810	47,147		21,112	46,069	
(2) 工具器具及び備品		107,886			116,310		
減価償却累計額		62,018	45,868		67,362	48,947	
(3) 建設仮勘定			―			2,934	
有形固定資産合計			93,015	4.8		97,951	2.2
2 無形固定資産							
(1) のれん		61,358			40,905		
(2) ソフトウェア		115,524			137,502		
(3) その他		6,382			7,199		
無形固定資産合計			183,266	9.4		185,607	4.2
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		31,500			1,006,185		
(2) 繰延税金資産		2,500			3,900		
(3) その他		74,434			134,374		
投資その他の資産合計			108,434	5.6		1,144,459	26.0
固定資産合計			384,715	19.8		1,428,019	32.4
資産合計			1,945,914	100.0		4,409,365	100.0

		前連結会計年度 （平成19年３月31日）			当連結会計年度 （平成20年３月31日）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　買掛金			44,260			55,608	
2　未払金			71,637			58,560	
3　未払法人税等			180,299			182,097	
4　賞与引当金			92,515			97,449	
5　返品調整引当金			2,882			—	
6　その他			70,338			78,379	
流動負債合計			461,934	23.7		472,097	10.7
負債合計			461,934	23.7		472,097	10.7
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1　資本金			539,714			1,600,719	
2　資本剰余金			583,370			1,644,435	
3　利益剰余金			360,432			688,877	
4　自己株式			△16			△906	
株主資本合計			1,483,500	76.2		3,933,125	89.2
Ⅱ　新株予約権			479	0.1		4,142	0.1
純資産合計			1,483,980	76.3		3,937,268	89.3
負債純資産合計			1,945,914	100.0		4,409,365	100.0

② 【連結損益計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）金額（千円）		百分比（%）	当連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			2,923,269	100.0		3,430,212	100.0
Ⅱ　売上原価			1,125,551	38.5		1,201,671	35.0
売上総利益			1,797,718	61.5		2,228,540	65.0
Ⅲ　販売費及び一般管理費							
1　役員報酬		63,360			94,400		
2　従業員給与手当		538,049			685,460		
3　賞与引当金繰入額		46,123			55,962		
4　法定福利費及び福利厚生費		96,769			127,581		
5　減価償却費		33,498			38,024		
6　のれん償却額		20,452			20,452		
7　その他		536,667	1,334,921	45.7	631,085	1,652,969	48.2
営業利益			462,796	15.8		575,571	16.8
Ⅳ　営業外収益							
1　受取利息		639			37,206		
2　受取配当金		－			840		
3　為替差益		90			－		
4　その他		131	861	0.0	1,492	39,539	1.2
Ⅴ　営業外費用							
1　支払利息		1,484			－		
2　株式交付費		－			13,011		
3　その他		－	1,484	0.0	7	13,019	0.4
経常利益			462,173	15.8		602,091	17.6
Ⅵ　特別損失							
1　投資有価証券評価損		－	－	－	23,981	23,981	0.7
税金等調整前当期純利益			462,173	15.8		578,110	16.9
法人税、住民税及び事業税		174,360			258,665		
法人税等調整額		19,700	194,060	6.6	△9,000	249,665	7.3
当期純利益			268,112	9.2		328,445	9.6

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

	株　主　資　本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,319	△16	1,215,387
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			268,112		268,112
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（千円）	－	－	268,112	－	268,112
平成19年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,432	△16	1,483,500

	新株予約権	純資産合計
平成18年３月31日残高（千円）	160	1,215,547
連結会計年度中の変動額		
当期純利益		268,112
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	319	319
連結会計年度中の変動額合計（千円）	319	268,432
平成19年３月31日残高（千円）	479	1,483,980

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

	株　主　資　本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,432	△16	1,483,500
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,061,004	1,061,065			2,122,069
当期純利益			328,445		328,445
自己株式の取得				△889	△889
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（千円）	1,061,004	1,061,065	328,445	△889	2,449,625
平成20年３月31日残高（千円）	1,600,719	1,644,435	688,877	△906	3,933,125

	新株予約権	純資産合計
平成19年３月31日残高（千円）	479	1,483,980
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		2,122,069
当期純利益		328,445
自己株式の取得		△889
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3,663	3,663
連結会計年度中の変動額合計（千円）	3,663	2,453,288
平成20年３月31日残高（千円）	4,142	3,937,268

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー			
1　税金等調整前当期純利益		462,173	578,110
2　減価償却費		44,490	61,459
3　のれん償却額		20,452	20,452
4　賞与引当金の増加額		11,538	4,934
5　返品調整引当金の減少額		△9,017	△2,882
6　貸倒引当金の増加額		10	7
7　受取利息及び配当金		△639	△38,046
8　支払利息		1,484	－
9　株式交付費		－	13,011
10　投資有価証券評価損		－	23,981
11　売上債権の増加額		△93,959	△72,854
12　たな卸資産の減少額		2,021	637
13　仕入債務の増減額（△は減少額）		△3,758	11,348
14　その他		15,592	△4,299
小計		450,388	595,858
15　利息及び配当金の受取額		639	26,758
16　利息の支払額		△1,340	－
17　法人税等の支払額		△13,383	△261,749
営業活動によるキャッシュ・フロー		436,304	360,868
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
1　有価証券の純増額		－	△626,123
2　有形固定資産の取得による支出		△48,012	△33,806
3　無形固定資産の取得による支出		△101,558	△60,433
4　投資有価証券の取得による支出		－	△997,950
5　差入保証金の差入れによる支出		－	△59,940
投資活動によるキャッシュ・フロー		△149,571	△1,778,253
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
1　株式の発行による収入		－	2,108,997
2　短期借入金の純減額		△100,000	－
3　自己株式の取得による支出		－	△889
財務活動によるキャッシュ・フロー		△100,000	2,108,107
Ⅳ　現金及び現金同等物の増加額		186,732	690,721
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		734,281	921,014
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	※1	921,014	1,611,736

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１　連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数　　１社 連結子会社の名称　有限会社ネットビジョン	１　連結の範囲に関する事項 同　　左
２　持分法の適用に関する事項 関連会社がないため、持分法は適用しておりません。	２　持分法の適用に関する事項 同　　左
３　連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	３　連結子会社の事業年度等に関する事項 同　　左
４　会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によっております。 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　10～15年 工具器具及び備品　４～６年 ②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、５年間で均等償却しております。	４　会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 ａ満期保有目的の債券 原価法によっております。 なお、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。 ｂその他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 仕掛品 同　　左 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　10～15年 工具器具及び備品　４～６年 （追加情報） 平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 ②無形固定資産 同　　左

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
(3)重要な繰延資産の処理方法 ――――――――――――	(3)重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 発行時に全額費用処理しております。
(4)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ②賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。 ③返品調整引当金 書籍、雑誌売上に係る返品に対処するため、書籍については販売委託期間を基礎として返品見込額のうち売買利益相当額を、雑誌については販売委託期間を基礎として返品見込額を計上しております。	(4)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 同　　左 ②賞与引当金 同　　左 ③返品調整引当金 同　　左
(5)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(5)重要なリース取引の処理方法 同　　左
(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同　　左
5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同　　左
6　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	6　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同　　左

会計方針の変更

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等） 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,483,500千円であります。 また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。	――――――――――
（ストック・オプション等に関する会計基準等） 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第８号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　最終改正平成18年５月31日　企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。	――――――――――
――――――――――	（重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
（連結貸借対照表） １　連結財務諸表規則の改正により、前連結会計年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。 ２　前連結会計年度まで無形固定資産「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」については、当連結会計年度において総資産の５/100を超えることとなったため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。 　なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は25,505千円であります。	――――――――――
（連結損益計算書） 　連結財務諸表規則の改正により、前連結会計年度において、「営業権償却」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。	（連結損益計算書） 　前連結会計年度において、区分掲記しておりました「為替差益」（当連結会計年度1,491千円）は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
（連結キャッシュ・フロー計算書） 　連結財務諸表規則の改正により、前連結会計年度において、「営業権償却」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。	――――――――――

注記事項

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度（平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	26,067.16	－	－	26,067.16
自己株式				
普通株式（株）	0.10	－	－	0.10

２．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成13年５月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	普通株式	284	－	6	278	139
提出会社	平成18年６月16日定時株主総会決議新株予約権	普通株式	－	134	－	134	340
合計			284	134	6	412	479

（注）目的となる株式の数の変動事由の概要

平成13年５月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

平成18年６月16日定時株主総会決議新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

平成18年６月16日定時株主総会決議新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	26,067.16	36,954.16	0.32	63,021
自己株式				
普通株式（株）	0.10	3.90	－	4

（変動事由の概要）

増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

発行済株式

公募増資による増加	5,000.00株
株式分割による増加	31,203.16〃
新株予約権等の行使による増加	751.00〃
端株の消滅による減少	△0.32〃

自己株式

端株の買取りによる増加	1.90株
株式分割による増加	2.00〃

２．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	① 平成13年５月10日新株引受権	普通株式	170	78	104	144	36
提出会社	② 平成13年５月10日新株引受権	普通株式	108	88	28	168	42
提出会社	③ 平成13年５月25日新株引受権	普通株式	570	546	307	809	－
提出会社	④ 平成14年10月１日新株予約権	普通株式	400	400	258	542	－
提出会社	⑤ 平成15年８月26日新株予約権	普通株式	364	364	2	726	－
提出会社	⑥ 平成17年９月15日新株予約権	普通株式	817	817	48	1,586	－
提出会社	⑦ 平成18年２月15日新株予約権	普通株式	208	201	121	288	－
提出会社	⑧ 平成18年６月16日新株予約権	普通株式	54	52	2	104	331
提出会社	⑨ 平成18年９月21日新株予約権	普通株式	80	79	3	156	487
提出会社	⑩ 平成19年９月20日新株予約権	普通株式	－	70	－	70	783
提出会社	⑪ 平成19年９月20日新株予約権	普通株式	－	220	－	220	2,462
合計			2,771	2,915	873	4,813	4,142

（注）１．目的となる株式の数の変動事由の概要

(1) ①平成13年年５月10日新株引受権、②平成13年５月10日新株引受権、③平成13年５月25日新株引受権、④平成14年10月１日新株予約権、及び⑤平成15年８月26日新株予約権の増加は株式分割によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

(2) ⑥平成17年９月15日新株予約権及び⑦平成18年２月15日新株予約権の増加は株式分割によるものであり、減少は権利行使及び従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

(3) ⑧平成18年６月16日新株予約権及び⑨平成18年９月21日新株予約権の増加は株式分割によるものであり、減少は従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

(4) ⑩平成19年９月20日新株予約権及び⑪平成19年９月20日新株予約権の増加は新株予約権の発行によるものであります。

２．⑧平成18年６月16日新株予約権、⑨平成18年９月21日新株予約権、⑩平成19年９月20日新株予約権、及び⑪平成19年９月20日新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
３．上記新株予約権等は、全てストック・オプションとして付与されたものであります。
４．当連結会計年度より連結貸借対照表の残高がないものについても記載しております。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　921,014千円 現金及び現金同等物　921,014千円	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　1,111,736千円 預入期間が３ヶ月以内の譲渡性預金　500,000　〃 現金及び現金同等物　1,611,736千円

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>前連結会計年度
（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）</th><th>当連結会計年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）</th></tr>
<tr><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>有形固定資産（工具器具及び備品）</td><td>4,157</td><td>2,771</td><td>1,385</td></tr>
</table>

②　未経過リース料期末残高相当額
１年以内　1,485千円
１年超　－　〃
合計　1,485千円

③　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　1,542千円
減価償却費相当額　1,385　〃
支払利息相当額　159　〃

④　減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
</td><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
―――――――――

②　未経過リース料期末残高相当額
―――――――――

③　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　1,542千円
減価償却費相当額　1,385　〃
支払利息相当額　57　〃

④　減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
同　左

利息相当額の算定方法
同　左
</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成19年３月31日）

１　時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	31,500千円
合計	31,500千円

当連結会計年度（平成20年３月31日）

１　その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	連結決算日における連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	101,186	101,186	－
合計	101,186	101,186	－

２　時価評価されていない有価証券

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
(1) 満期保有目的の債券	
①地方債	99,621
②社債	324,011
③非上場外国債券	700,000
合計	1,123,633
(2) その他有価証券	
①非上場株式	7,519
②その他	900,000
合計	907,519

3　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の連結決算日後における償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
(1) 満期保有目的の債券				
①地方債	－	99,621	－	－
②社債	124,966	199,045	－	－
③その他	－	100,000	－	600,000
小計	124,966	398,666	－	600,000
(2) その他有価証券				
①その他	900,000	－	－	－
小計	900,000	－	－	－
合計	1,024,966	398,666	－	600,000

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１　採用している退職給付制度の概要 当社（連結子会社を除く）は、確定拠出年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。 当社（連結子会社を除く）が加入する厚生年金基金（代行部分を含む）は総合設立型厚生年金基金であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金資産への要拠出額を退職給付費用として計上しております。	１　採用している退職給付制度の概要 当社（連結子会社を除く）は、確定拠出年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。 当社（連結子会社を除く）が加入する厚生年金基金（代行部分を含む）は総合設立型厚生年金基金であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準（企業会計審議会：平成10年６月16日）注解12（複数事業主制度の企業年金について）により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。 なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成19年３月31日現在） （関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金） 年金資産の額　146,083,122千円 年金財政計算上の給付債務の額　112,700,302 〃 差引額　33,382,820千円 (2) 制度全体に占める当社（連結子会社を除く）の加入人員数の割合（平成19年３月31日現在） 関東ＩＴソフトウェア厚生年金基金　0.20% (3) 補足説明 差引額の内訳 資産評価調整控除額　11,946,791千円 別途積立金　15,463,324 〃 当年度剰余金　9,652,224 〃 未償却過去勤務債務残高　△3,679,520 〃 差引額　33,382,820千円 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。
２　退職給付費用に関する事項 退職給付費用の内訳 ①確定拠出年金への掛金拠出額　18,053千円 ②厚生年金基金に対する拠出額　26,016 〃 ③退職給付費用　44,069千円	２　退職給付費用に関する事項 退職給付費用の内訳 ①確定拠出年金への掛金拠出額　20,819千円 ②厚生年金基金に対する拠出額　32,017 〃 ③退職給付費用　52,836千円 （追加情報） 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」（企業会計基準第14号平成19年５月15日）を適用しております。
３　総合設立型厚生年金基金の年金資産残高 当社（連結子会社を除く）の加入する厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）の年金資産残高のうち、加入員数の割合により計算した当社の年金資産の額は294,524千円であります。	――――――――――

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

１．当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の従業員給与手当　　340千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　7名	当社従業員　43名
株式の種類及び付与数	普通株式　194株	普通株式　190株
付与日	平成13年７月10日	平成13年７月10日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年７月10日 ～ 株式公開をした日の前日	平成13年７月10日 ～ 株式公開をした日の前日
権利行使期間	平成16年４月１日 ～ 平成23年７月10日	平成16年４月１日 ～ 平成23年７月10日

	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月25日	平成14年10月１日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　4名 当社従業員　18名 外部協力者（注）　21名	当社取締役　7名 当社従業員　35名
株式の種類及び付与数	普通株式　792株	普通株式　457株
付与日	平成13年５月31日	平成14年10月１日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年５月31日 ～ 平成15年５月31日	平成14年10月１日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成15年６月１日 ～ 平成20年５月31日	平成16年10月２日 ～ 平成20年６月30日

（注）外部協力者は、新規事業創出促進法第11号の５第２項に規定する認定支援者であります。

	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　5名 当社従業員　39名	当社取締役　3名 当社監査役　2名 当社従業員　84名
株式の種類及び付与数	普通株式　414株	普通株式　848株
付与日	平成15年８月26日	平成17年10月14日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成15年８月26日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日	平成17年10月14日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成17年８月27日 ～ 平成23年７月10日	平成19年６月18日 ～ 平成27年６月17日

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　1名 当社従業員　32名	当社従業員　19名
株式の種類及び付与数	普通株式　225株	普通株式　54株
付与日	平成18年３月１日	平成18年６月22日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成18年３月１日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日	平成18年６月22日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成19年６月18日 ～ 平成27年６月17日	平成20年６月17日 ～ 平成28年６月16日

	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成18年９月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　24名
株式の種類及び付与数	普通株式　　80株
付与日	平成18年９月22日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	平成18年９月22日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成20年６月17日 ～ 平成28年６月16日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日	平成13年５月25日
権利確定前			
期首（株）	170	114	606
付与（株）	－	－	－
失効（株）	－	6	36
権利確定（株）	－	－	－
未確定残（株）	170	108	570
権利確定後			
期首（株）	－	－	－
権利確定（株）	－	－	－
権利行使（株）	－	－	－
失効（株）	－	－	－
未行使残（株）	－	－	－

	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月１日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
権利確定前			
期首（株）	411	371	848
付与（株）	―	―	―
失効（株）	11	7	31
権利確定（株）	―	―	―
未確定残（株）	400	364	817
権利確定後			
期首（株）	―	―	―
権利確定（株）	―	―	―
権利行使（株）	―	―	―
失効（株）	―	―	―
未行使残（株）	―	―	―

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日	平成18年９月21日
権利確定前			
期首（株）	225	―	―
付与（株）	―	54	80
失効（株）	17	―	―
権利確定（株）	―	―	―
未確定残（株）	208	54	80
権利確定後			
期首（株）	―	―	―
権利確定（株）	―	―	―
権利行使（株）	―	―	―
失効（株）	―	―	―
未行使残（株）	―	―	―

② 単価情報

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日	平成13年５月25日
権利行使価格（円）	50,000	50,000	133,334
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月１日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
権利行使価格（円）	150,000	150,000	167,000
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日	平成18年９月21日
権利行使価格（円）	167,000	250,000	250,000
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	7,243	7,243

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社

(1)　平成13年５月31日、平成13年７月10日、平成14年10月１日、平成15年８月26日、平成17年10月14日及び、平成18年３月１日に付与したストック・オプションについては、会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、公正な評価単価の見積りは行なっておりません。

(2)　平成18年６月22日及び、平成18年９月22日に付与したストック・オプションについての公正な評価単価は、当社は平成19年３月31日現在未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りにより算定しております。

なお、付与時点の単位当たりの本源的価値は以下のとおりであります。

①自社の株式の評価額　　257千円

自社の株式の評価は、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法に基づいて算出した価格と株価倍率法に基づいて算出した価格の平均により決定しております。

②新株予約権の権利行使価格　　250千円

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

提出会社

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．連結会計年度末における本源的価値の合計額　　970千円

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

１．当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の従業員給与手当　　3,724千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　7名	当社従業員　43名
株式の種類及び付与数	普通株式　194株	普通株式　190株
付与日	平成13年７月10日	平成13年７月10日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年７月10日 ～ 株式公開をした日の前日	平成13年７月10日 ～ 株式公開をした日の前日
権利行使期間	平成16年４月１日 ～ 平成23年７月10日	平成16年４月１日 ～ 平成23年７月10日

	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月25日	平成14年10月１日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　4名 当社従業員　18名 外部協力者（注）　21名	当社取締役　7名 当社従業員　35名
株式の種類及び付与数	普通株式　792株	普通株式　457株
付与日	平成13年５月31日	平成14年10月１日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年５月31日 ～ 平成15年５月31日	平成14年10月１日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成15年６月１日 ～ 平成20年５月31日	平成16年10月２日 ～ 平成20年６月30日

（注）外部協力者は、新規事業創出促進法第11号の５第２項に規定する認定支援者であります。

	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　5名 当社従業員　39名	当社取締役　3名 当社監査役　2名 当社従業員　84名
株式の種類及び付与数	普通株式　414株	普通株式　848株
付与日	平成15年８月26日	平成17年10月14日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成15年８月26日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日	平成17年10月14日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成17年８月27日 ～ 平成23年７月10日	平成19年６月18日 ～ 平成27年６月17日

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　1名 当社従業員　32名	当社従業員　19名
株式の種類及び付与数	普通株式　225株	普通株式　54株
付与日	平成18年３月１日	平成18年６月22日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成18年３月１日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日	平成18年６月22日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成19年６月18日 ～ 平成27年６月17日	平成20年６月17日 ～ 平成28年６月16日

	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑩会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年９月21日	平成19年９月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　24名	当社取締役　３名
株式の種類及び付与数	普通株式　　80株	普通株式　　70株
付与日	平成18年９月22日	平成19年11月１日
権利確定条件	定めておりません。	権利行使時に、提出会社ならびに提出会社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。 また、付与日（平成19年11月１日）から権利確定日（平成22年11月２日から平成25年11月１日までに段階的に到来）まで継続して勤務していること。 ただし、 a　平成22年11月１日 　付与数の25% b　平成23年11月１日 　付与数の25% c　平成24年11月１日 　付与数の50%
対象勤務期間	平成18年９月22日 ～ 株式公開日より６ヶ月経過する前日	a　付与数の25% 平成19年11月２日 ～ 平成22年11月１日 b　付与数の25% 平成19年11月２日 ～ 平成23年11月１日 c　付与数の50% 平成19年11月２日 ～ 平成24年11月１日
権利行使期間	平成20年６月17日 ～ 平成28年６月16日	平成22年11月２日 ～ 平成25年11月１日

	⑪会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成19年９月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　20名
株式の種類及び付与数	普通株式　　220株
付与日	平成19年11月１日
権利確定条件	権利行使時に、提出会社ならびに提出会社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。 また、付与日（平成19年11月１日）から権利確定日（平成22年11月２日から平成25年11月１日までに段階的に到来）まで継続して勤務していること。 ただし、 ａ　平成22年11月１日 付与数の25％ ｂ　平成23年11月１日 付与数の25％ ｃ　平成24年11月１日 付与数の50％
対象勤務期間	ａ　付与数の25％ 平成19年11月２日 ～　平成22年11月１日 ｂ　付与数の25％ 平成19年11月２日 ～　平成23年11月１日 ｃ　付与数の50％ 平成19年11月２日 ～　平成24年11月１日
権利行使期間	平成22年11月２日 ～　平成25年11月１日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

（単位：株）

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日	平成13年５月25日
権利確定前			
期首	170	108	570
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	170	108	570
未確定残	―	―	―
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	170	108	570
株式分割（注２）	78	88	546
権利行使	104	28	307
失効	―	―	―
未行使残	144	168	809

（単位：株）

	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月１日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
権利確定前			
期首	400	364	817
付与	―	―	―
株式分割（注２）	400	364	817
失効	―	―	25
権利確定	800	189	416
未確定残	―	539	1,193
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	800	189	416
権利行使	258	2	20
失効	―	―	3
未行使残	542	187	393

（単位：株）

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日	平成18年９月21日
権利確定前			
期首	208	54	80
付与	―	―	―
株式分割（注２）	201	52	79
失効	86	2	3
権利確定	108	―	―
未確定残	215	104	156
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	108	―	―
権利行使	32	―	―
失効	3	―	―
未行使残	73	―	―

（単位：株）

	⑩会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑪会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年９月20日	平成19年９月20日
権利確定前		
期首	―	―
付与	70	220
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	70	220
権利確定後		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

（注）１　ストック・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。
　　２　平成19年10月１日付をもって、普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割を行なったことによる増加であります。

② 単価情報

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月10日	平成13年５月10日	平成13年５月25日
権利行使価格（円）	25,000	25,000	66,667
行使時平均株価（円）	167,041	149,517	145,278
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月１日	平成15年８月26日	平成17年９月15日
権利行使価格（円）	75,000	75,000	83,500
行使時平均株価（円）	97,310	144,000	161,450
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年２月15日	平成18年６月16日	平成18年９月21日
権利行使価格（円）	83,500	125,000	125,000
行使時平均株価（円）	108,875	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	3,622	3,622

	⑩会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑪会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年９月20日	平成19年９月20日
権利行使価格（円）	160,000	160,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	a 105,071 b 109,253 c 113,050	a 105,071 b 109,253 c 113,050

（注）　ａ～ｃは、２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況　（１）ストック・オプションの内容の表中の権利確定条件及び対象勤務期間のａ～ｃに対応しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及び見積方法

	⑩会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑪会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
株価変動性　（注）１	87.85%	同　左
予想残存期間　（注）２	a　4.5年 b　5.0年 c　5.5年	同　左
予想配当　（注）３	配当利回り 0%	同　左
無リスク利子率　（注）４	a　1.033% b　1.084% c　1.135%	同　左

ａ～ｃは、２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況　（１）ストック・オプションの内容の表中の権利確定条件及び対象勤務期間のａ～ｃに対応しております。

（注）１　当社の株価情報につきましては、短期間の株価情報しか得ることができないため、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準拠して平成19年４月19日から平成19年11月１日の株価実績及び類似企業１社の平成17年９月14日から平成19年４月18日までの株価実績の加重平均に基づき算定しております。

２　十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

３　当社の過去における配当実績がないため予想配当は0%としております。

４　予想残存期間に対応する期間の国債利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 賞与引当金　37,644千円 未払事業税　14,331 〃 未払費用　5,241 〃 一括償却資産　3,501 〃 返品調整引当金　1,173 〃 その他　9,251 〃 繰延税金資産小計　71,144千円 評価性引当額　△844 〃 繰延税金資産合計　70,300千円 （繰延税金負債） 繰延税金負債　－千円 差引：繰延税金資産の純額　70,300千円	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 賞与引当金　39,652千円 未払事業税　16,550 〃 未払費用　9,935 〃 一括償却資産　3,224 〃 投資有価証券評価損　9,757 〃 その他　11,233 〃 繰延税金資産小計　90,354千円 評価性引当額　△11,054 〃 繰延税金資産合計　79,300千円 （繰延税金負債） 繰延税金負債　－千円 差引：繰延税金資産の純額　79,300千円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率　40.69% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.35% 住民税均等割　0.41〃 評価性引当額　1.41〃 その他　0.33〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率　43.19%

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

（単位：千円）

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
Ⅰ　売上高及び営業損益									
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	796,980	494,729	798,542	440,453	265,546	127,016	2,923,269	―	2,923,269
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	796,980	494,729	798,542	440,453	265,546	127,016	2,923,269	―	2,923,269
営業費用	538,683	514,999	736,049	250,139	257,972	162,629	2,460,472	―	2,460,472
営業利益又は営業損失(△)	258,296	△20,269	62,493	190,313	7,574	△35,612	462,796	―	462,796
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出									
資産	200,037	171,038	288,950	104,117	134,988	51,969	951,103	994,811	1,945,914
減価償却費	12,364	11,304	5,442	3,099	9,070	3,208	44,490	―	44,490
資本的支出	13,716	12,623	25,338	3,436	62,289	9,195	126,600	―	126,600

(注) 1　事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業区分に属する主な事業内容

(1) テクノロジー・メディア事業　　専門性の高いIT関連情報・技術解説

(2) ライフスタイル・メディア事業　　携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報

(3) エンタープライズ・メディア事業　　企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報

(4) ビジネス・メディア事業　　情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報

(5) 人財メディア事業　　スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報及び会員サービス

(6) ターゲティング・メディア事業　　IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス

3　資産のうち、消却又は全社の項目に含めた全社資産の金額は994,811千円で、その主なものは、現金及び預金、繰延税金資産であります。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

（単位：千円）

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
Ⅰ　売上高及び営業損益									
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	881,891	579,430	802,034	533,961	337,965	294,929	3,430,212	―	3,430,212
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	881,891	579,430	802,034	533,961	337,965	294,929	3,430,212	―	3,430,212
営業費用	599,714	518,314	845,153	325,064	311,718	254,675	2,854,640	―	2,854,640
営業利益又は営業損失(△)	282,176	61,116	△43,119	208,897	26,246	40,253	575,571	―	575,571
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出									
資産	216,506	193,066	281,366	148,481	142,733	94,189	1,076,343	3,333,021	4,409,365
減価償却費	8,124	14,157	10,224	7,094	17,561	4,297	61,459	―	61,459
資本的支出	16,326	23,427	12,357	13,693	14,250	9,339	89,395	―	89,395

(注) 1　事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2　各事業区分に属する主な事業内容

(1) テクノロジー・メディア事業　　専門性の高いIT関連情報・技術解説

(2) ライフスタイル・メディア事業　　携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報

(3) エンタープライズ・メディア事業　　企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報

(4) ビジネス・メディア事業　　情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報

(5) 人財メディア事業　　スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報及び会員サービス

(6) ターゲティング・メディア事業　　IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス

3　資産のうち、消却又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,333,021千円で、その主なものは、現金及び預金、有価証券、投資有価証券であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

海外売上高が連結売上高の10％未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

海外売上高が連結売上高の10％未満であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

１　親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

２　役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	藤村　厚夫	－	－	代表取締役会長	(3.00)	－	－	ストック・オプションの権利行使（注）１	6,066	－	－
	大槻　利樹	－	－	代表取締役社長	(0.76)	－	－	ストック・オプションの権利行使（注）２	19,500	－	－
	松浦　義幹	－	－	取締役（注）４	(0.26)	－	－	ストック・オプションの権利行使（注）３	2,004	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１　平成13年５月25日取締役会決議により発行した新株引受権の権利行使であります。
２　平成13年５月10日取締役会決議により発行した新株引受権及び、平成14年10月１日取締役会決議により発行した新株予約権の権利行使であります。
３　平成18年２月15日取締役会決議により発行した新株予約権の権利行使であります。
４　松浦義幹は平成20年３月31日をもって取締役を辞任しております。

３　子会社等

該当事項はありません。

４　兄弟会社等

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１株当たり純資産額　56,910円91銭 １株当たり当期純利益　10,285円50銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　62,413円73銭 １株当たり当期純利益　5,296円89銭 潜在株式調整後 １株当たり当期純利益　5,104円61銭 当社は、平成19年10月１日付で普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割を行いました。 前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前連結会計年度の１株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。 １株当たり純資産額　28,455円45銭 １株当たり当期純利益　5,142円75銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注）　算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 （平成19年３月31日）	当連結会計年度 （平成20年３月31日）
連結貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	1,483,980	3,937,268
普通株式に係る純資産額（千円）	1,483,500	3,933,125
差額の主な内訳 新株予約権（千円）	479	4,142
普通株式の発行済株式数（株）	26,067.16	63,021
普通株式の自己株式数（株）	0.10	4
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	26,067.06	63,017

２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
当期純利益（千円）	268,112	328,445
普通株式に係る当期純利益（千円）	268,112	328,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	26,067.06	62,007.18
当期純利益調整額（千円）	－	－
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳（株） 新株引受権 新株予約権	－	 848.40 1,487.26
普通株式増加数（株）	－	2,355.66
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権　848株 新株予約権　1,923株 新株引受権及び新株予約権の詳細は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株引受権　－株 新株予約権　290株 同　左

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
当社は平成19年４月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。 上場に際して、平成19年３月19日及び平成19年４月２日に開催の取締役会決議に基づき、平成19年４月18日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式）により、新株式を次のとおり発行いたしました。 この結果、資本金は1,574,714千円、発行済株式数は31,067.16株となりました。 (1)発行新株式数　普通株式　5,000株 (2)発行価格　450,000円 (3)引受価額　414,000円 (4)発行価額　297,500円 (5)資本組入額　207,000円 (6)発行価額総額　1,487,500,000円 (7)払込金総額　2,070,000,000円 (8)資金使途 各メディア事業の拡大及び成長を持続させるためのサーバー等設備ならびに広告配信システムの拡充、次期コンテンツ（記事）配信システムの開発、優秀な人材確保及び育成、将来の戦略的買収・事業提携、新規メディアの立ち上げのための資金に充当する予定ですが、具体的な投資時期、及び規模につきましては、未確定であり、各メディア事業の状況を勘案しながら、適切なタイミングで実施する方針です。	――――――――――――――

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度（平成19年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）	当事業年度（平成20年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）							
Ⅰ 流動資産							
1 現金及び預金			918,490			1,109,273	
2 売掛金			552,451			625,306	
3 有価証券			―			1,126,153	
4 仕掛品			2,120			1,482	
5 前払費用			15,691			30,326	
6 繰延税金資産			67,800			75,400	
7 未収入金			579			―	
8 その他			1,597			11,004	
貸倒引当金			△56			△63	
流動資産合計			1,558,674	80.1		2,978,883	67.5
Ⅱ 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		60,958			67,181		
減価償却累計額		13,810	47,147		21,112	46,069	
(2) 工具器具及び備品		107,886			116,310		
減価償却累計額		62,018	45,868		67,362	48,947	
(3) 建設仮勘定			―			2,934	
有形固定資産合計			93,015	4.8		97,951	2.3
2 無形固定資産							
(1) のれん		61,358			40,905		
(2) 商標権		6,022			6,839		
(3) ソフトウェア		115,524			137,502		
(4) その他		360			360		
無形固定資産合計			183,266	9.4		185,607	4.2
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		31,500			1,006,185		
(2) 関係会社株式		3,000			3,000		
(3) 繰延税金資産		2,500			3,900		
(4) 差入保証金		74,434			134,374		
投資その他の資産合計			111,434	5.7		1,147,459	26.0
固定資産合計			387,715	19.9		1,431,019	32.5
資産合計			1,946,390	100.0		4,409,902	100.0

区分	注記番号	前事業年度（平成19年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）	当事業年度（平成20年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　買掛金			44,260			55,608	
2　未払金			71,637			58,560	
3　未払費用			8,936			20,039	
4　未払法人税等			180,229			182,027	
5　未払消費税等			32,485			38,452	
6　前受金			4,558			12,287	
7　預り金			24,358			7,599	
8　賞与引当金			92,515			97,449	
9　返品調整引当金			2,882			—	
流動負債合計			461,864	23.7		472,026	10.7
負債合計			461,864	23.7		472,026	10.7
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1　資本金			539,714			1,600,719	
2　資本剰余金							
(1) 資本準備金		583,370			1,644,435		
資本剰余金合計			583,370			1,644,435	
3　利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		360,977			689,484		
利益剰余金合計			360,977			689,484	
4　自己株式			△16			△906	
株主資本合計			1,484,046	76.2		3,933,732	89.2
Ⅱ　新株予約権			479	0.1		4,142	0.1
純資産合計			1,484,525	76.3		3,937,875	89.3
負債純資産合計			1,946,390	100.0		4,409,902	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）金額（千円）		百分比（%）	当事業年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			2,923,269	100.0		3,430,212	100.0
Ⅱ　売上原価			1,125,551	38.5		1,201,671	35.0
売上総利益			1,797,718	61.5		2,228,540	65.0
Ⅲ　販売費及び一般管理費							
1　役員報酬		63,360			94,400		
2　従業員給与手当		538,049			685,460		
3　賞与引当金繰入額		46,123			55,962		
4　法定福利費及び福利厚生費		96,769			127,581		
5　業務委託費		121,558			87,124		
6　賃借料		132,574			147,400		
7　維持管理費		68,985			88,806		
8　減価償却費		33,498			38,024		
9　のれん償却額		20,452			20,452		
10　その他		213,549	1,334,921	45.7	307,754	1,652,969	48.2
営業利益			462,796	15.8		575,571	16.8
Ⅳ　営業外収益							
1　受取利息		637			9,097		
2　有価証券利息		－			28,105		
3　受取配当金		－			840		
3　為替差益		90			－		
4　その他		131	859	0.0	1,492	39,535	1.2
Ⅴ　営業外費用							
1　支払利息		1,484			－		
2　株式交付費		－			13,011		
3　その他		－	1,484	0.0	7	13,019	0.4
経常利益			462,171	15.8		602,087	17.6
Ⅵ　特別損失							
1　投資有価証券評価損		－	－	－	23,981	23,981	0.7
税引前当期純利益			462,171	15.8		578,106	16.9
法人税、住民税及び事業税		174,290			258,600		
法人税等調整額		19,700	193,990	6.6	△9,000	249,600	7.3
当期純利益			268,181	9.2		328,506	9.6

売上原価明細書

		前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）		当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　外注費	※１	551,220	49.1	570,348	47.5
Ⅱ　労務費	※２	519,438	46.2	566,018	47.1
Ⅲ　経費		52,871	4.7	64,666	5.4
当期総費用		1,123,530	100.0	1,201,034	100.0
期首商品たな卸高		67		－	
期首仕掛品たな卸高		4,073		2,120	
合計		1,127,671		1,203,154	
期末仕掛品たな卸高		2,120		1,482	
当期売上原価		1,125,551		1,201,671	

(注)※１　外注費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
原稿料	316,296千円	299,323千円
編集外注費	45,670 〃	50,218 〃
印刷製本費	109,750 〃	116,558 〃

※２　労務費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
従業員給与手当	400,976千円	445,092千円
賞与引当金繰入額	46,392 〃	41,487 〃

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,796	△16	1,215,865
事業年度中の変動額					
当期純利益			268,181		268,181
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計（千円）	－	－	268,181	－	268,181
平成19年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,977	△16	1,484,046

	新株予約権	純資産合計
平成18年３月31日残高（千円）	160	1,216,025
事業年度中の変動額		
当期純利益		268,181
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	319	319
事業年度中の変動額合計（千円）	319	268,500
平成19年３月31日残高（千円）	479	1,484,525

当事業年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年３月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,977	△16	1,484,046
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,061,004	1,061,065			2,122,069
当期純利益			328,506		328,506
自己株式の取得				△889	△889
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計（千円）	1,061,004	1,061,065	328,506	△889	2,449,686
平成20年３月31日残高（千円）	1,600,719	1,644,435	689,484	△906	3,933,732

	新株予約権	純資産合計
平成19年３月31日残高（千円）	479	1,484,525
事業年度中の変動額		
新株の発行		2,122,069
当期純利益		328,506
自己株式の取得		△889
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	3,663	3,663
事業年度中の変動額合計（千円）	3,663	2,453,349
平成20年３月31日残高（千円）	4,142	3,937,875

重要な会計方針

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１　有価証券の評価基準及び評価方法 ――――――――	１　有価証券の評価基準及び評価方法 (1)満期保有目的の債券 原価法によっております。 なお、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。
(1)子会社株式 移動平均法による原価法によっております。	(2)子会社株式 同　　左
(2)その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	(3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
２　たな卸資産の評価基準及び評価方法 仕掛品 個別法による原価法によっております。	２　たな卸資産の評価基準及び評価方法 仕掛品 同　　左
３　固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　10～15年 工具器具及び備品　　４～６年	３　固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　10～15年 工具器具及び備品　　４～６年 （追加情報） 平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。
(2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、５年間で均等償却しております。	(2)無形固定資産 同　　左
４　繰延資産の処理方法 ――――――――	４　繰延資産の処理方法 株式交付費 発行時に全額費用処理しております。
５　引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	５　引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同　　左

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
(2)賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当事業年度に負担すべき金額を計上しております。	(2)賞与引当金 同　　左
(3)返品調整引当金 書籍、雑誌売上に係る返品に対処するため、書籍については販売委託期間を基礎として返品見込額のうち売買利益相当額を、雑誌については販売委託期間を基礎として返品見込額を計上しております。	(3)返品調整引当金 同　　左
6　リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6　リース取引の処理方法 同　　左
7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理の方法 同　　左

会計方針の変更

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,484,046千円であります。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	――――――
ストック・オプション等に関する会計基準等 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第８号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　最終改正平成18年５月31日　企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。	――――――
――――――	固定資産の減価償却の方法の変更 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年３月30日　法律第６号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
（貸借対照表） １　財務諸表等規則の改正により、前事業年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当事業年度から「のれん」と表示しております。 ２　旧有限会社法に規定する有限会社に対する当社持分は、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条第２項により、その持分が有価証券（株式）とみなされることとなったため、前事業年度において、「関係会社出資金」として掲記されていたものは、当事業年度から「関係会社株式」と表示しております。	（貸借対照表） 前事業年度において、区分掲記しておりました「未収入金」（当事業年度192千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。
（損益計算書） 財務諸表等規則の改正により、前事業年度において、「営業権償却」として掲記されていたものは、当事業年度から「のれん償却額」と表示しております。	（損益計算書） 前事業年度において、区分掲記しておりました「為替差益」（当事業年度1,491千円）は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

前事業年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	0.10	－	－	0.10

当事業年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	0.10	3.90	－	4

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

端株の買取りによる増加　　1.90株

株式分割による増加　　2.00〃

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）</th></tr>
<tr><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>有形固定資産（工具器具及び備品）</td><td>4,157</td><td>2,771</td><td>1,385</td></tr>
</table>
②　未経過リース料期末残高相当額
１年以内　1,485千円
１年超　－　〃
合計　1,485千円

③　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　1,542千円
減価償却費相当額　1,385　〃
支払利息相当額　159　〃

④　減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
</td><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
―――――――――

②　未経過リース料期末残高相当額
―――――――――

③　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　1,542千円
減価償却費相当額　1,385　〃
支払利息相当額　57　〃

④　減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
同　左

利息相当額の算定方法
同　左
</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

前事業年度（平成19年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度（平成20年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（繰延税金資産）	（繰延税金資産）
賞与引当金　37,644千円	賞与引当金　39,652千円
未払事業税　14,331 〃	未払事業税　16,550 〃
未払費用　5,241 〃	未払費用　9,935 〃
一括償却資産　3,501 〃	一括償却資産　3,224 〃
返品調整引当金　1,173 〃	投資有価証券評価損　9,757 〃
その他　9,251 〃	その他　11,233 〃
繰延税金資産小計　71,144千円	繰延税金資産小計　90,354千円
評価性引当額　△844 〃	評価性引当額　△11,054 〃
繰延税金資産合計　70,300千円	繰延税金資産合計　79,300千円
（繰延税金負債）	（繰延税金負債）
繰延税金負債　－千円	繰延税金負債　－千円
差引：繰延税金資産の純額　70,300千円	差引：繰延税金資産の純額　79,300千円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率　40.69％ （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.35％ 住民税均等割　0.40〃 評価性引当額　1.41〃 その他　0.33〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率　43.18％

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成18年４月１日　　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
１株当たり純資産額　56,931円85銭 １株当たり当期純利益　10,288円12銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　62,423円36銭 １株当たり当期純利益　5,297円88銭 潜在株式調整後 １株当たり当期純利益　5,105円57銭 当社は、平成19年10月１日付で普通株式１株に対し普通株式１株の割合で株式分割を行いました。 前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の１株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。 １株当たり純資産額　28,465円92銭 １株当たり当期純利益　5,144円06銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注）　算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項目	前事業年度 （平成19年３月31日）	当事業年度 （平成20年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	1,484,525	3,937,875
普通株式に係る純資産額（千円）	1,484,046	3,933,732
差額の主な内訳 新株予約権（千円）	479	4,142
普通株式の発行済株式数（株）	26,067.16	63,021
普通株式の自己株式数（株）	0.10	4
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	26,067.06	63,017

２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益

項目	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
当期純利益（千円）	268,181	328,506
普通株式に係る当期純利益（千円）	268,181	328,506
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	26,067.06	62,007.18
当期純利益調整額（千円）	－	－
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳（株）	－	
新株引受権		848.40
新株予約権		1,487.26
普通株式増加数（株）	－	2,335.66
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権　848株 新株予約権　1,923株 新株引受権及び新株予約権の詳細は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株引受権　－株 新株予約権　290株 同　左

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	当事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
当社は平成19年４月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。 上場に際して、平成19年３月19日及び平成19年４月２日に開催の取締役会決議に基づき、平成19年４月18日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式）により、新株式を次のとおり発行いたしました。 この結果、資本金は1,574,714千円、発行済株式数は31,067.16株となりました。 (1)発行新株式数　普通株式　5,000株 (2)発行価格　450,000円 (3)引受価額　414,000円 (4)発行価額　297,500円 (5)資本組入額　207,000円 (6)発行価額総額　1,487,500,000円 (7)払込金総額　2,070,000,000円 (8)資金使途 各メディア事業の拡大及び成長を持続させるためのサーバー等設備ならびに広告配信システムの拡充、次期コンテンツ（記事）配信システムの開発、優秀な人材確保及び育成、将来の戦略的買収・事業提携、新規メディアの立ち上げのための資金に充当する予定ですが、具体的な投資時期、及び規模につきましては、未確定であり、各メディア事業の状況を勘案しながら、適切なタイミングで実施する方針です。	――――――――

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	株式会社オークセール	3,750	6,019
		株式会社早稲田情報技術研究所	300	1,500
		小計	4,050	7,519
計			4,050	7,519

【債券】

銘柄			券面総額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
有価証券	満期保有目的の債券	ポケットカード株式会社 第11回無担保社債	80,000	79,966
		オリックス株式会社 第88回無担保社債	45,000	45,000
		小計	125,000	124,966
投資有価証券	満期保有目的の債券	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション 第10回円貨社債（2005）	100,000	99,245
		みずほコーポレート銀行債（募集債）５年　い663号	100,000	99,799
		神奈川県第９回５年公募公債	100,000	99,621
		三菱ＵＦＪセキュリティーズインターナショナル	200,000	200,000
		ダイワＳＭＢＣ ♯3970ＦＲ	200,000	200,000
		ロイヤルバンク・スコットランド為替連動債	200,000	200,000
		ＢＳＧＡＨ　ＦＴＤ　ＣＬＮ	100,000	100,000
		小計	1,000,000	998,666
計			1,125,000	1,123,633

【その他】

銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額（千円）
有価証券	その他有価証券	（リース債権信託受益権）三菱ＵＦＪリース株式会社	－	300,000
		（リース債権信託受益権）興銀リース株式会社	－	100,000
		（投資信託受益証券）ドイチェ・円ポートフォリオードイチェ・マネープラス	10,000	101,186
		譲渡性預金	－	500,000
		小計	－	1,001,186
計			－	1,001,186

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	60,958	6,223	－	67,181	21,112	7,301	46,069
工具器具及び備品	107,886	28,303	19,879	116,310	67,362	23,444	48,947
建設仮勘定	－	2,934	－	2,934	－	－	2,934
有形固定資産計	168,844	37,461	19,879	186,427	88,475	30,746	97,951
無形固定資産							
のれん	102,264	－	－	102,264	61,358	20,452	40,905
商標権	8,017	1,573	－	9,591	2,751	756	6,839
ソフトウェア	182,717	51,934	－	234,651	97,148	29,956	137,502
その他	360	－	－	360	－	－	360
無形固定資産計	293,359	53,507	－	346,867	161,259	51,166	185,607
長期前払費用	－	－	－	－	－	－	－
繰延資産	－	－	－	－	－	－	－

（注）１　当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	広告配信管理システム開発費	19,000千円
	営業企画案件管理システム開発費	8,400 〃
	TechTargetシステム追加機能開発費	5,505 〃
	@ITプレミアスカウト追加機能開発費	5,390 〃

【引当金明細表】

（単位：千円）

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
貸倒引当金	56	63	－	56	63
賞与引当金	92,515	97,449	92,515	－	97,449
返品調整引当金	2,882	－	2,882	－	－

（注）１　貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	113
預金	
普通預金	309,159
定期預金	800,000
計	1,109,159
合計	1,109,273

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	130,761
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	81,003
弥生株式会社	31,252
株式会社エムアールエム・ワールドワイド	21,738
株式会社アサツーディ・ケイ	12,187
その他	348,362
計	625,306

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
552,451	3,598,395	3,525,540	625,306	84.9	59.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c　仕掛品

区分	金額（千円）
タイアップ記事仕掛品	1,482
計	1,482

②　負債の部

a　買掛金

相手先	金額（千円）
図書印刷株式会社	7,045
株式会社デジタルアドバンテージ	5,911
株式会社ワンベスト	5,511
有限会社ワンズマーク	1,845
株式会社ビーワークス	1,255
その他	34,039
計	55,608

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	３月31日
株券の種類	１株券　10株券　100株券
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
１単元の株式数	－
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
買取手数料	－
公告掲載方法	電子公告によりこれを行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載することによりこれを行う。 公告掲載URL　http://corp.itmedia.co.jp/corp/ir/
株主に対する特典	なし

第７　【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

(1) 親会社等の名称

当社の親会社等はソフトバンク株式会社及びソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社であり、ソフトバンク株式会社は継続開示会社であり、東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社は非継続開示会社であります。

(2) 金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等

会社名　　ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社

親会社等状況報告書の提出日　　平成20年６月13日

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（平成19年３月19日提出の有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）の訂正届出書）を平成19年４月３日及び平成19年４月11日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度　第８期(自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日)平成19年６月15日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

① 訂正報告書（上記(2)　有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年８月28日関東財務局長に提出。

② 訂正報告書（上記(2)　有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年10月18日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

① 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書を平成19年９月20日関東財務局長に提出。

② 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書を平成19年９月20日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

① 訂正報告書（上記(4) ①　臨時報告書の訂正報告書）を平成19年11月１日関東財務局長に提出。

② 訂正報告書（上記(4) ②　臨時報告書の訂正報告書）を平成19年11月１日関東財務局長に提出。

(6) 半期報告書

事業年度　第９期中(自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日)平成19年12月20日関東財務局長に提出。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成１９年６月１５日

アイティメディア株式会社
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小　山　　豁

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　司

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成１９年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年６月13日

アイティメディア株式会社
取　締　役　会　御中

監査法人　トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　浅　枝　芳　隆　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　英　嗣　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成20年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成１９年６月１５日

アイティメディア株式会社
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小　山　　豁

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　司

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの第８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイティメディア株式会社の平成１９年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております

独立監査人の監査報告書

平成20年６月13日

アイティメディア株式会社
取　締　役　会　御中

監査法人　トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　浅　枝　芳　隆　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　英　嗣　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイティメディア株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。